

第五十九回 帝國議會

關稅定率法中改正法律案委員會議錄(速)第五回

付託議案

關稅定率法中改正法律案(政府提出)
九名提出
關稅定率法中改正法律案(本田恒之君外五
名提出)
關稅定率法中改正法律案(淺川浩君外四名
提出)

會 議
昭和六年三月十九日(木曜日)午後一時
四十分開議
出席委員左ノ如シ
委員長 永田善三郎君
理事 櫛部 荒熊君
理事 手代木隆吉君
理事 多田 滿長君
理事 岩本 武助君
理事 土倉 宗明君
飯塚春太郎君
竹田儀一君
小野耕一郎君
板谷順助君
加藤知正君
高橋熊次郎君
村田不三君
同日委員今井健彦君辭任ニ付其ノ補闕
トシテ加藤知正君ヲ議長ニ於テ選定セ
リ

大藏政務次官 小川郷太郎君
大藏參與官 勝 正憲君
農林省山林局長 青木 得三君
商工省貿易局長 立石 信郎君
委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左
ノ如シ

大藏書記官 飯田九州雄君
議員 淺川 浩君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
關稅定率法中改正法律案(政府提出)
末松偕一郎君
高瀬 梅吉君
今井 健彦君
岡田 忠彦君
君外五名提出)

關稅定率法中改正法律案(淺川浩君
外四名提出)

○永田委員長 開會致シマス、此際御

報告スルコトガアリマス、昨日バカリ

デハアリマセガ、先日カラ續イテ居リ

マシタ、各委員諸君ヨリ熱心ナル御質

問デアリマシテ、ソレニ對シマシテ昨

日農林大臣及ビ大藏大臣カラ、本日午

前十時ニソレ等ノ主タル御希望ニ對シ

マシテ、何トカ相談ノ上御返事ヲ申上

ス積リデ居リマスカラ、左様御承知ヲ

品外數件ノ農產物ニ付キマシテハ、本

案ガ委員會ヲ通過致シマシタナラバ、

○岡田委員 ソレデハ此問題ハ政府ハ

捨テル積リデアリマスカ、又何等カノ

方策ヲ以テ、之ヲ實現サスト云フコトニ

將來御努力ヲスルト云フノデアリマス

カ、捨テルノカ、或ハ積極的ニ御努力

出席政府委員左ノ如シ

デアリマス、ソレニ付キマシテ大藏大

○岡田委員 只今ノ政府ノ御回答ヲ拜

出席政府委員左ノ如シ

大藏大臣 井上準之助君

商工大臣 俵 孫一君

農林大臣 町田 忠治君

出席政府委員左ノ如シ

第五類第三十二號 關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員會議錄 第五回 昭和六年三月十九日

サレルノカ、此點ニ付テノ御答辯ヲ伺
ヒタイノデアリマス

○井上國務大臣 其點ニ付キマシテ
ハ、私ハ只今茲ニ提出致サレテ居ルノ
ハ、政府案デアリマスカラ、議員提出

ノ案ガ通過致シマシタナラバ、其案ニ
對スル政府ノ態度ヲハッキリ申上ゲテ
見タイト思ツテ居リマス、但シ前二箇條
ニ付キマシテハ、先刻御答致シタヤウ
ニ申上グルヨリ外アリマセヌ

○岡田委員 其次ニ農林大臣ガオイデ
ニナリマシタヤウデスガ、聯關シテ居
ルノデ伺ヒマス、農產物ノ價格下落、
之ニ對シテ全國農村ガ如何ニ困難シテ
居ルカト云フコトニ付テハ、只今ノ政
府ノ御答辯ニ依ツテモ、十分御認メニ
ナツテ居ルヤウデアリマス、吾々ハ此際
農產物ニ對スル關稅ノ改正ト云フモノ
ガ、最モ適切ニシテ簡明ナ方法デアル
コトヲ度々述べテ居リマス、與黨諸君
ニ於テモ御意見ガアッタヤウニ存ジマ
ス、特ニ吾々ハ述べテ置キマスガ、其
對策ガ他ニアルト云フコトナラバ、ソ
レヲ拜承シタイノデアリマス、無イト
云フコトナラバ、何故ニ之ニ同意ナサ
ラヌト云フ理由ガ聽イテ見タイノデア
リマス、農林大臣ハ之ニ對シテ對策ガ
無イカ、他ニアルト云フナラバ、ソレ
ヲ御示シ願ヒタイ

○町田國務大臣 只今ノ御尋ニ付キマ
シテハ、先日來屢々農林當局ノ考ヲ申シ
テ居リマス、農產物ノ暴落、是ガ爲ニ
ハ、私ハ只今茲ニ提出致サレテ居ルノ
ハ、政府案デアリマスカラ、議員提出

持ツテ居リマスケレドモ、生産者ガ大事
デアリマスノデ、斯様ナ農產物ニ對シ
マシテハ、生産者ノ立場ヲ重ク考慮シ
御同感デアリマシテ、當局ニ於キマシ
テモ、昨年來種々ノ施設ニ依ツテ、此困

債ヲ幾分緩和シタイト云フ爲ニ、色々
ナ取扱ヲ致シテ居リマス、大體ヲ於テ
申シマスレバ、應急施設トシテ、失業
救濟ノ意味ヲ含シダ農村振興ノ低利資
トニナリマスルト、同時ニ農產物以外
ニ付キマシテモ、相當關稅ノ増率、其

ガ、直チニ政府案トシテ茲ニ提案スル
マデニハ參ラナカツタノデアリマス、若
シ此農產物ノ關稅ヲ改正スルト云フコ
トニナリマスルト、同時ニ農產物以外
ニ於キマシテモ、相當關稅ノ増率、其

ガ、直チニ政府案トシテ茲ニ提案スル
マスカラ、出來ルダケ早ク……

○岡田委員 ドウ致シマセウカ、ドチ
トニナリマセウカ、ドウ致シマセウカ、
ニ於キマシテモ、相當關稅ノ増率、其

ルノデ、御急ギニナツテ居リマスカラ、
大藏大臣ヲ先ニ願ヒタイ

○岡田委員 ソレデハ農林大臣ハアト
ニ廻シマシテ、大藏大臣ニ一應御尋シ
テ置キマス

○町田國務大臣 私モ競馬ノ方ニ行キ
マスカラ、出來ルダケ早ク……

○岡田委員 ドウ致シマセウカ、ドチ
トニナリマセウカ、ドウ致シマセウカ、
ニ於キマシテモ、相當關稅ノ増率、其

○町田國務大臣 只今ノ御尋ニ付キマ
シテハ、先日來屢々農林當局ノ考ヲ申シ
テ居リマス、農產物ノ暴落、是ガ爲ニ
ハ、私ハ只今茲ニ提出致サレテ居ルノ
ハ、政府案デアリマスカラ、議員提出

○井上國務大臣

私カラ御答致シマス、六ツガ織物デアリマス、三ツガ染

工場デアリマス、隨テ合計致シマシテ九ツアリマスガ、織物ハ六ツデアリマ

モノデスカ

○岡田委員

ソレデハ染工場ト云ヒマスト、ドウ云フヤウナモノデゴザイマセウカ、保稅工場ノ染工場トハドンナモノデスカ

○井上國務大臣

即チ人造絹、或ハ人

造絹ト綿トノ混ゼ織モ入ッテ居リマシテ、ソレヲ染メル工場デアリマス、織

工場デハナインデアリマス

○岡田委員

此染工場或ハ此織物ノ工

程前ニ許サレテ居ルヤウデアリマス、

其他ノモノハ、現内閣成立以來、ズン

ズン殖ヤシタモノデアルヤウニ見エマ

ス、其設立認可ノ年月ヲ見マスト云フ

ト、極ク最近ニマデ許サレタモノモアル

ヤウデアリマスガ、是ハ何カ急速ニ御

伺ツテ見タイノデアリマス

○井上國務大臣

急速ニ許シマス理由ハ、吾々ノ目ノ前ニ出テ參リマシタ事

情カラ申シマスト、保稅工場出願者ガ

非常ニ多クナリマシタノデアリマス、

多クナリマシタ其裏ニ入りマシタ原因カラ行キマスト、外國ノ人造絹絲ガ非

常ニ安クナリマシテ、同時ニ日本カラ

海外ニ輸出スル人造絹絲ノ織物ガ殖工

テ來タ、安イ外國ノ人造絹絲ヲ保稅工

場デ織物ニ拵ヘテ外國ニ輸出スルト、

大藏大臣ヨリ伺ツテ見タイト思ヒマス

非常ニ利益ガ多イカラ、ソレデ非常ニ

出願者ガ殖エテ參リマシテ、出願ノ順

序ニ依リマシテ、何ト申シマスカ、極

ク切詰メタモノデ、少數ヅ、許シテ行

タノデアリマス

○岡田委員

是モ表ニ依リマスト、第一ニ許シタノハ、大正十二年四月ガ

番初メ、是ハ確カ政友内閣ダラウト思

月六日ヲ初メトシテ、昭和五年又六年

ヒマスガ、其後ノ分ハ、昭和四年十二

ニマデ至ツテ、ズット御許シニナッテ居ル

ノデアリマス、是ハ申スマデモナク、

一種ノ特權ヲ與ヘルモノデアリマス、

國家ノ力ヲ以テ特權ヲ付與スルモノデ

アリマス、然ラバ其特權ヲ得タ所ノ者

ハ、非常ナル利益ヲ他ノ同業者ニ對シ

テ得ルト云フコトハ當然デアリマス、

他ノ同業者ヲ壓迫スルコトモ、隨テ起

ル問題デアリマス、其内地ノ他ノ同業

者トノ關係ニ付キマシテハ、如何様ナ

ル御考ヲ以テ許サレタノデアリマスカ、之ヲ許スト云フコトハ、他ノ同業

者ニ對シテ大ナル壓迫ヲ加ヘ、一面ニ

許可サレタル者ニ對シテ特權ヲ與ヘル

モノデアル、斯様ニ信ズルノデアリマ

サレタト云フコトハ言ヘマセヌ、許セバ

日本ノ人造絹絲ニ大打擊ヲ與ヘル、即

デアリマス、内外ノ關係ニ付テノ考ヲ、

チ許サレタ保稅工場ガドウカト云フナ

ラバ、只今岡田君ノ御示シニナル如ク、

比較的大キナ工場デアリマス、大キナ

工場ガ左様ナ利益ヲ得テ、小サナ多數

數ガ殖エマシタ理窟ハ、先刻申シマシ

タヤウニ、外國ノ人造絹ノ値段ガ下ガリ、

人絹織物ガ海外ニ非常ニ盛ニ行クト云

フコトデアリマスガ、ソレナラバ保稅

工場ヲ許スニ付テノ大藏省ノ態度、將

來ノ考ニナリマスト、保稅工場ヲ假ニ

ト、ハ、矛盾シテ居ルヤウナ場合ガ非

常ニ多イノデアリマスカラ、今度人造

絹絲ノ關稅ヲ下ゲマシタノハ、一方カ

ラ言ヘバ、今後進ンデ行ク途ヲ示シテ、

製造業ハ、盛ニナル氣遣ヒゴザイマセ

ヌ、ソレカト云ツテ、左様ニ値開キガ

アリ、保稅工場ノ制度ガ茲ニ備ツテ居ル

ハ、殆ド日本ノ人造絹絲ト云フモノ、

モノヲ、何ト申シマスカ、弊害ノナイ

仕方ガナイト云フコトモアリマス、サ

ウ云フ事情ニ依リマシテ、是ダケノモノヲ許シタノデアリマス、ソレガ即チ

ノデアリマス、併ナガラ是マデ高イ關

稅ヲ段々ト下ゲテ來テ居リマシテ、今般ノ引上げダケデ、私ガ茲ニ申上ゲル

稅工場ノ必要ガ左程ナクナルト云フコ

トヲ、理想ト致シテ置クヨリ外ニナイ

ゲレバドウナルカト云フト、日本ノ人

造絹絲ガ段々競争上、生産費ヲ下ゲテ

段々不必要ナル高イ關稅ヲ下ゲル、下

ゲレバドウナルカト云フト、日本ノ人

造絹絲ガ段々競争上、生産費ヲ下ゲテ

安ク出來ルヤウニナル、サウスルト保

稅工場ノ必要ガ左程ナクナルト云フコ

トヲ、理想ト致シテ置クヨリ外ニナイ

ヤウナ目的ハ達シ兼ネルノデアリマ

ス、即チ之ニ依ツテ保稅工場ハモウ必

要ナシ付イタトハ申上ゲ兼ネマスガ、之ヲ

第一ノ順序トシテ、將來人造絹絲ノ生

產費等ヲ見マシテ、段々業者ノ調節ヲ圖ツテ行ッテ、保稅工場ナシニ、日本ノ人造絹絲ガ、外國ノ人造絹絲ノ安イ値ト競争シテ行ケルヤウニシタイト云フ希望デ、今般關稅ヲ下グルコトニシタノデアリマス。

○岡田委員 念ノ爲ニ伺ッテ置キマスガ、今後保稅工場ヲ許否スルニ付テハ大藏大臣ハ商工大臣ノ意見ヲ求メテ後許否サレマスカ、或ハ大藏大臣獨斷デ許否サレマスカ、内輪ノ御話デアリマスガ、其御取扱振リヲ御發表願ヒタイ〇井上國務大臣 保稅工場ヲ許ス許サヌハ、大藏大臣ノ權限内ニアルト考ヘトデアリマスカラ、商工省ト協議シテ居リマスガ、勿論斯様ナ重大ナルコトデアリマシテ、人造絹絲ノ事業、產額、價格等ニモ、大ナル關係ノアルコトコトハ當然ノコトデアリマス。

○岡田委員 只今外國ノ人絹絲ノ安イ物ヲ入レテ、ソレヲ以テ日本ノ絹物業ヲ盛ニスルト云フ意味ニ於テ保稅工場ガアル、但シソレガ爲ニ小ナル資本家ヲ壓迫スルト云フ嫌ヒモアル、其障碍ヲ調和スルト云フコトガ目的デアル、斯ウ云フ御話デアリマシタガ、サウ致シマスト、日本ノ保稅工場ニ入ル關稅ノ課ヅテ居ラヌ絲ト、ソレカラ日本ノ織物トスル絲ニ對シテハ戻稅ガアリマスガ、其日本内地ノ織物用ノ絲カラ戻

稅ヲ引イタ絲ノ代トノ間ニ、ドレダケテ百二十五圓ト云フコトニナツテ居リマス、併ナガラ實際ニ於テソレダケノ稅ハ何モ關係ハアリマセヌ、實際關係シテ居リマスノハ、先づ伊太利カラ來ル絲ヲ七十圓乃至八十圓、若クハ九十圓程度ト睨ンデ差支ナイ、之ヲ基準トシテ居リマス、ソレニ保稅工場ニハ保稅工場トシテノ特別ノ費用ヲ、先づ二十分圓見當ハ要ルモノト考ヘマス、サウスルト九十圓トスルト、百十圓ノ絲ヲ使ツテ居ルノデアル、内地ノ絲ハ是モ確ニハ分リマセヌガ、百三十圓カラ場合ニ依ツテハ百二十圓ノ場合モアリマスガ、先づ百四十圓程度ノ絲ヲ使ツテ居ルカラ、丁度二十圓カラ三十圓、保稅工場ノ絲ト一般ノ工場ノ絲トノ間ニハ差額ガアル、斯ウ云フコトニ御承知願ヒマス。

○岡田委員 只今ノ數字ハ正確ナモノデアルカドウカ、一寸手許ノ數字ヤ表デハ分ラスヤウニ思ヒマス、若シ假ニ正確デアルトシテモ、果シテソレナラ外國ニ人造絹絲ノ織物ガ非常ニ殖エル

織物ハ最モ打擊ヲ受ケナケレバナラヌモノデアルト考ヘマス、只今ノ大藏大臣ノ意見ニ依レバ、保稅工場ノ制度ガト存ジマスガ、其御調查ヲ御發表願ヒテ百二十五圓ト云フコトニナツテ居リマス、併ナガラ終局スル所ハ何處カト云ヘバ、日本ノ人造絹絲ヲ外國ノ人造絹絲ト同ジニ對抗ノ承服出來ナイ、併シソレハ別トシテ、日本ノ海外發展ノ爲ニ、ドウシテモ此ニ因ハレテドウスウ云フ御議論ハ私ハガ、惡イナラバ廢メタラ宜イ、制度一寸分ラヌ、制度モ良イ制度ナラバ宜アル以上ハ、之ヲ段々許サザルヲ得ヌイガ、惡イナラバ廢メタラ宜イ、制度イガ、惡イナラバ廢メタラ宜イ、制度ニ因ハレテドウスウ云フ御議論ハ私ハガ、其制度ヲ置クト云フコトガ私ニハリマセヌ、無暗ニ許シテハナラヌコトモ能ク分ツテ居リマス、併ナガラ終局スルヤウニ安クシテ行ク、サウシテ保稅工場制度ヲ許サナケレバナラヌト云フ御意思デ、將來モ其方針ニ依ツテ進ンデ行カレルノデアリマスカ、其御意見ヲ先以テ伺ッテ見タイト思ヒマス。〔委員長退席、檜部理事著席〕

○井上國務大臣 保稅工場ニ付テ愚見ヲ申上ゲマスガ、差當リ人造絹絲事業ヲ盛ニスル爲ニ、百斤百二十五圓ト云フ高イ關稅デ保護シテ居リマス、其保護ノ目的ヲ達シヤウトスレバ、保稅工場ト云フモノヲ許シテハ、人造絹絲業ヲ盛ニナラヌノデアリマス、ソレデアリマスカラ、保稅工場ヲ無暗ニ許スト云フコトハ、是ハ非常ナ弊害ガアリマス、併ナガラ今日ノ如ク外國ノ人造絹絲ノ値段ト、内地ノ人造絹絲ノ値段トハ盛ニナラヌノデアリマス、ソレデアリマスカラ、日本ノ人造絹絲ハドウ云フコトヲ盛ニスル爲ニ、百斤百二十五圓ト云フ高イ關稅デ保護シテ居リマス、其保護ノ目的ヲ達シヤウトスレバ、保稅工場ト云フモノヲ許シテハ、人造絹絲業ヲ盛ニナラヌノデアリマス、ソレデアリマス、保稅工場ヲ無暗ニ許スト下ゲテ行カナケレバナラヌコトハ確カデアリマス、即チ關稅ニ保護サレタ蔭ニ隠レテ、勝手ヲシテ居ルト云フ態度ハナクナルト云フコトハ確カデアリマスカラ、其處ニ利益ガアルト考ヘテ居リマス、保稅工場ヲ是カラ先キ許スカ来マセヌガ、許スニシテモ、非常ナ慎

重ナ態度ヲ以テ、之ヲ研究センケレバ

ナラヌコトハ確カデアリマス

○岡田委員

商工大臣ニ伺ヒタイノデ
アリマスガ、保税工場ハ此内閣成立以來急速ニ許サレタノデアル、此許サレ

タコトニ付テハ、内地ノ此人絹業並ニ

内地ノ織物業者ニ對シテ、相當ナ打擊

ヲ與ヘタモノト吾々ハ信ジマスルガ、

商工大臣ニ於テハ此點ハ差支ナイ、斯

様ニ御考ニナツテ居ルノデアルカ、差支

ナイナラバ、ナイト云フコトノ根據ヲ

御示シヲ願ヒタイノデアリマス

〔鶴部理事退席、委員長復席〕

○儀國務大臣 只今ノ御尋ニ御答致シ

マス、保税工場ヲ現内閣成立ノ後ニ許

シタ其結果ト致シマシテ、既ニ是ハ御

答シテアルデアラウト思ヒマスルガ、

左程格別ナ數量ハ入ツテ居リマセヌ、ソ

レデ此程度ヲ以テ行キマスレバ、格別

ノ影響ハナイト思ヒマス、但シ今後ニ

餘リ増加スルト云フコトニナリマスル

ト、是ハ大ニ影響ガナイトハ申サレマ

セヌカラ、ソレ故ニ將來ニ向ツテハ、

餘程慎重ナル態度ヲ以テ其許否ヲ決セ

ナケレバナラヌ、斯ウ考ヘテ居リマス、

其數量ハ昭和五年度中ニ八十六萬、金

額ニスレバ百二十二萬圓、斯ウ云フコ

トニナツテ居リマス

○岡田委員 斯ノ如ク致シテ段々保税

工場ヲ御許シニナル結果ハ、輸入ト云

ヒマスカ、保税工場ニ入ルモノ、數ガ

増シ、隨テ日本ヨリ出ルモノモ増ス、

商工大臣ニ伺ヒタイノデアリマス

居ル所ノモノハ、極ク僅カナモノデア

リ、而モ大資本家デアル、左様致シマ

スルナラバ、全國何千ノ中小工業ノ企

業家ニ對シテハ、非常ナル打擊ヲ與ヘ

ルコトハ明カデアル、立石君ノ御話ニ

依ルト、其開キガ二三十圓アルト云フ

コトニナル、是ハ非常ナ特權デアリマ

ス、今日マデハ慎重ニシタガ、尙ホ一

層慎重ニスルト云フノハ、何ヲ意味ス

ルノデアリマスカ、今迄ハ慎重デナカッ

タト云フノデアリマスカ、今日日本ノ人

絹ト云フモノハ、最モ發達ノ途中ニア

ル矢先ニ當ツテ、此表ニ依ツテモ急速ナ

ル進歩ヲ爲シツ、アルコトガ分リマ

ス、ソレニ向ツテ内地ノ少數ノ資本家

ノ擁護スル爲ニ、全體ノ企業家ノ利益

ヲ損シ、一面ニ於テ内地人絹業者ノ業

態ノ上ニ非常ナ陰影ヲ與ヘ、不安ヲ與

タル、斯ウ云フコトヲ申上ゲタノデアリ

マス

理由デアルト云フコトヲ申上ゲタ所以

デアルノデアリマス、而シテサウ云フ

アナタノ指摘サレタ如キ不公平ガアリ

マスカラ、尙更將來ノ保税工場ノ許可

ニ付テハ、尙ホ一層慎重ナル考慮ラス

マス

○岡田委員 サウ致シマスト、是カラ

先ノ我國ノ方針ハ、商工大臣ハ絶對許

可付テハ、尙ホ一層慎重ナル考慮ラス

マス

人絹織物ノ輸出ノ獎勵ト云フ點カラ眺

メタ時ニ於テ、此人絹保稅工場ト云フ

モノヲ——染物ノ方ハ別ニシテ、織物

ノ工場ニ付テ申シマスレバ、之ヲ多少

デモ多クシテ、ツガ二ツニナリ、二

居ル所ノモノハ、極ク僅カナモノデア

ウ、併ナガラ一面ニ於テ其特權ヲ得テ

從來モ慎重ニ考慮シテ居ル、將來ハ尙

仰セノ通リニ不公平ガアルカラ、ソレ

先キ申ス如ク人絹ノ工業ヲ發達セシム

ル上ニ於テ、又外國ヘノ輸出ヲ獎勵ス

故ニ先ニ大藏大臣ガ、サウ云フ點モ亦

考ヘナケレバナラヌ、ソレ故ニ輸入價

格ト内地ノ價格ト開キガアルコトヲ矯

マスカ、或ハ障碍ニナラヌト御考デア

リマスカ、其點ニ付テノ御意見ヲ伺ヒ

タイ

○儀國務大臣 保稅工場其モノハ、ソ

レハ御問ノ貿易ノ將來ニ對シテハ、確

ニ結構ナコトデアルト思ヒマス、併ナ

ガラアナタノ丁度御話ノ如ク、此特權

ヲ一部ニ與ヘテ他ノ部ニ與ヘヌト云フ

コトデハ、ソコニ不公平ガ起リマスカ

ラ、ソレ故ニ保稅工場ノ新設、許可ト

ニ結構ナコトデアルト思ヒマス、併ナ

ガラアナタノ丁度御話ノ如ク、此特權

ヲ一部ニ與ヘテ他ノ部ニ與ヘヌト云フ

コトデハ、ソコニ不公平ガ起リマスカ

カト思ヒマスガ、保稅工場ノ設置ハ内地ノ人絹工業ニハ妨ゲガアル、併シ人

絹ヲ原料トスル織屋ニハ利益デアルト云フコトニナルノデス

○岡田委員 人絹ヲ原料トスル所ノ織

屋、即チ日本全國ニ數千軒アル織屋、其中ノ一部ニハ利益ガアリ、大部分ニ

ハ壓迫ニナルト言ヘバ、日本全體ノ織

物工業ノ上ニ於テハ障碍ニナルト、斯

様ニ私ハ思フノデアリマス、ソレデス

カラ、障碍ニナルデハナイカ、ソレヲ

○儀國務大臣 ソレハ保稅工場ニ依ツ

テ利益ヲ受ケル工場ノ生産額ト、保稅

工場ニ依ツテ利益ヲ受ケナイ工場ノ生

産額、此數量ニ付テ考ヘテ見ナイト、

ハツキリシタコトハ申サレマセヌガ、併

ナガラ其處ニ不公平ガアルトアナタモ

仰セラル、如ク、保稅工場ヲ設ケテ居

ル工場ト設ケヌ工場ニハ、其處ニ利益、

不利益ノアルコトハ明瞭デアリマス

○永田委員長 一寸御諳リスルコトガ

アリマス、委員今井健彦君ガ辭任サレ

シタ議長ヨリ通知ガアリマシタ、此段

御報告致シマス

○岡田委員 サウ致シマスト、アナタ

ノ御方針ガ餘計分ラナクナッテ來ルノ

デスガ、大キナ工場ニハ利益デアリ、

中小機業家ニハ不利益デアル、日本全

體ノ工業ヲ發達セシムル上ニ於テ、ド

ヂラヲ採ルノデアリマスカ、大キナ工場ハ、

スルト云フ御方針デアルカ、或ハ日本

全體ノ社會的ニモ、今總テノ點ヨリ考

ヘテ、中小工業ヲ發達セシメ、之ヲ集

アリマスカ、商工大臣トシテノ方針ガ

ルノデアリマスカ

○儀國務大臣 ドウゾ分ラナケレバ幾

ラデモ御尋下サレバ、幾ラデモ御答シ

マス、ソレデアナタノ仰セラレル今ノ

御問ハ、保稅工場ノ特權ヲ得タ者ニ對

シテト、得ザル者ニ對シテノ區別ニ付

テノ御話デアレバ、先刻申上ゲタ通り

デアル、併ナガラ保稅工場ノ特權ヲ受

ケタ者ハ一部份デアッテ、其保稅工場ノ

特權ヲ受ケナイ他ノ——大工場モアリ

マセウ、中小工業ニハ甚ダ不公平ナ結

果ニナルカラ、ソレ故ニ將來ニ向ツテ保

稅工場設置ニ付テ慎重ナル考慮ヲ拂フ

ト云フコトヲ申上ゲタ所以デアル、之ヲ以テ御諒解ヲ願ヒタイ

ト、私ハ推測スル、多分サウデアリマ

セウ、ソコデマア信用ノ無イ、資本モ

細イモノハ、保稅工場ヲ許シテ吳レト

スルト云フ御方針デアルカ、其

メテ外國ニ出スト云フ方針ヲ採ルノデ

分ラナイデハアリマセヌカ、ドウ爲サ

ノ小資本ノ織物工業ニハ不利益デハナ

ハ違フノデアリマスケレドモ——ソコ

ト云フモノガ減ツテ來ルデハナイカ、其

マス、其點ガ違ツテ居レバ、私ノ言フノ

アリマスカ、商工大臣トシテノ方針ガ

ルノデアリマスカ

○儀國務大臣 ドウモ御尋下サレバ、幾ラデモ御答シ

マス、ソレデアナタノ仰セラレル今ノ

御問ハ、保稅工場ノ特權ヲ得タ者ニ對

シテト、得ザル者ニ對シテノ區別ニ付

テノ御話デアレバ、先刻申上ゲタ通り

デアル、併ナガラ保稅工場ノ特權ヲ受

ケタ者ハ一部份デアッテ、其保稅工場ノ

特權ヲ受ケナイ他ノ——大工場モアリ

バ、隨テ日本ノ人絹工業ト云フモノニ影響シテ來ルノデアル、大ナル工場ハ、

外國カラ來ル安イモノデドンヽ用ヒ

テ、日本ノ人絹ヲ用ヒハセヌデヤナイ

カ、サウナレバ日本内地ノ人絹ノ需用

デアルカト云フコトヲ伺ツテ居ルノデ

アリマス、是ガ御分リニナラナケレバ

モウ一遍申上ゲマス、餘計ナ事ヲ仰シ

ヤラズニ、私ノ言フ眞髓ニ付テノ御答

辯ヲ願ハナケレバ困ル

○儀國務大臣 ソレハ先刻來私トシテ

ハ御答申上ゲタ積リデアリマス、即チ

アナタガ先刻カラ仰セノ如ク、保稅工

場ノ許可ヲ受ケタ者ハ、受ケザル者ト、

其處ニ非常ナル不公平ガアルト云フコ

トニナツテ來ル、ソレ故ニ將來保稅工場

ノ申請ニ付テハ、十分慎重ナル考慮ヲ

拂フト云フノハソコデス、サウダカラ

シテ、私ハソレデ以テアナタノ今ノ御

問ニ對シテハ御答シタ積リデアリマス

○永田委員長 委員長ハ岡田サンノ繼
續ヲ望ミマス

○岡田委員 委員長ノ御意見ニ從ヒマ
シテ大藏大臣ニ伺ヒマスガ、先程大藏
大臣ハ、將來段々關稅ヲ下ダタイト云
フヤウナ御意見デアッタヤウデアリマ
スガ左様デゴザイマスカ

○井上國務大臣 保稅工場ノコトニ付
テ、今岡田氏カラ商工大臣ニ對シテノ
御尋ノコトハ、關稅ノ將來ニ付テノ御
尋デアリマスカラ、私ガ商工大臣ノ言
ハレタコトヲ補足致シマシテ、只今ノ
御質問ニ御答シテ見タイト思ヒマス、

保稅工場ノ性質カラ申シマスト、資本
ガ多カラウト、少ナカラウト、ドンナ
人ニデモ許シ得ルヤウニ出來テ居リマ
ス、併ナガラ保稅工場タルヤ、相當ナ
費用モ掛カリ、相當ナ規模デモナケレ
バナラヌノデアリマスカラ、偶然ニモ
比較的大キナ資本ノ人ニ許シテアリマ
ス、ソレデナケレバ許シヲ受ケラレス
ヤウナ事態ニナツテ居リマス、此處ニ岡
田氏ノ言ハレルヤウニ、保稅工場ノ非
常ナ弊害ヲ認メテ、此制度此儘デハ到
底人造絹絲ヲ盛ニシヤウ、又人造絹絲
ノ織物ヲ外國ニ出シテ行カウト云フノ
ニハ、是デハイカスト云フコトガ能ク
分リマシタカラ、今度根本ニ遡ッテ關稅
ヲ下ダヤウ、今度下ゲテ、是デ段々日
本ノ人造絹絲ノ生産費ガ下ッテ、都合好

ク行クナラバ、又モ下ゲ、又モ下ゲテ、

ニシヤウト云フノガ、吾々ノ理想デア
リマス、其理想ガ一年ニシテ實現スル

ヤ、二年掛ラナケレバ實現シナイカハ、
方針ハソコニ在ルノデ、御指定ノヤウ
ナ弊害ハ十分認メテ居リマスカラ、方
向轉換デ關稅ヲ下ダテ行カウ、斯ウ云
フコトニ出直シタ所以デアリマスカラ
、現政府ノ大體ノ保稅工場ニ對スル
考ノアル所モ、御推察下サルデアラウ
ト思ヒマス

○岡田委員 サウ致シマスト、今マデ
急速ニ御許シニナツタコトハ、ドウモ少
シ研究ガ足リナカツタヤウニ思フ、アナ
タ方ノ方デ餘り急速ニ無暗ニドン／＼
シテ後ノモノガ壓迫サレル、斯ウ云フ
ケレバナラヌヤウニナツタ、責メル譯デ
居ル伊太利ノ絲ガ、人造絹絲當局者ノ
マスガ、只今七十五圓カラ八十圓シテ
リマスカラ、餘程ムヅカシイノデアリ
マスガ、只今六十五圓位マデハ
コトデ、政府ノ方デハ方向轉換ヲシナ
シテ、ソレシテスマッテ、特權ヲ與ヘラレ
タ居ル人モアリマス、サウデハナ
イ、モウ是ヨリ以下ニ下グル餘地ハナ
イ、斯ウ云フコトモ申シテ居リマス、
唱ヘテ居ル人モアリマス、サウデハナ
イ、モウ是ヨリ以下ニ下グル餘地ハナ
イ、斯ウ云フコトモアリマセウ、又今日ハ非
常ニ「ダンピング」ノ流行スル時代デア
ニマスカラ、或ハ此上ニ二十圓、三十
圓モ下ッテ來ヌトハ限リマセヌ、サウ致
シマシタナラバ、今日ノ「ダンピング」
ノ箇條ヲ適用シテ、之ヲ防グヨリ外ニ
ヨリ多ク日本ニ使ハセルト云ヘバ、即

アリマシタカ、向フデ「カルテル」ヲ作
リ、歐洲列國ガ一緒ニナツテ、亞米利加
ノ人モソレニ參加シヤウト云フヤウナ
コトヲ聞イテ居ル、嘘カ本當カ分リマ
セヌガ、サウシテ過剰ヲシタモノハ「カ
ルテル」ノ組織ヲ以テ共同シテ賣ル、
斯ウ云フコトニナレバ必ズ東洋ニ來ル
ニ違ヒナイト思ヒマスガ、此傾向ハ今
日如何ニナツテ居リマスカラ、是ハ念ノ爲
ニ情報ノアリマス限リニ於テ、政府ノ
情報機關ニ依ツテ得タ所ノモノヲ御發
表願ヒタイト思ヒマス

○井上國務大臣 只今ノ御尋ノ事ハ數
字ヲ申上ゲルコトハ、先方ノ計畫デア
リマスカラ、餘程ムヅカシイノデアリ
マスガ、只今七十五圓カラ八十圓シテ
居ル伊太利ノ絲ガ、人造絹絲當局者ノ
マスガ、只今六十五圓位マデハ
コトデ、政府ノ方デハ方向轉換ヲシナ
シテ、ソレシテスマッテ、特權ヲ與ヘラレ
タ居ル人モアリマス、サウデハナ
イ、モウ是ヨリ以下ニ下グル餘地ハナ
イ、斯ウ云フコトモアリマセウ、又今日ハ非
常ニ「ダンピング」ノ流行スル時代デア
ニマスカラ、或ハ此上ニ二十圓、三十
圓モ下ッテ來ヌトハ限リマセヌ、サウ致
シマシタナラバ、今日ノ「ダンピング」
ノ箇條ヲ適用シテ、之ヲ防グヨリ外ニ
ヨリ多ク日本ニ使ハセルト云ヘバ、即

タコトデハナク、何デモサウデアルト
考ヘテ居リマス

○岡田委員 其處デアリマス、只今ノ
歐羅巴ナリ、或ハ亞米利加モ參加スル
ト云フ狀況ニ付テモ、マダ大藏省ノ手
ス、御發表ノ程度ガ左様ニ考ヘラレマ
ス、尙ホ伊太利ノ大ナル會社モ、今日
ハ東洋ニ向ツテ全力ヲ注グト云フコト
ニナツテ居ル、是ハ確實ニナツテ居ルノ
デアリマシテ、七十五圓、即チ「ダンピ
ング」ノ値段ト思ツテ居ルノデアリマス
ガ、ソレガ更ニ一層少クシテ來ルト云
フコトデアレバ、之ニ對抗スル唯一ノ
東洋ノ日本デアリマスカラ、注意シナ
ケレバナラヌヤウニナツタ、責メル譯デ
居ル伊太利ノ絲ガ、人造絹絲當局者ノ
マスガ、只今七十五圓カラ八十圓シテ
居ル伊太利ノ絲ガ、人造絹絲當局者ノ
マスガ、只今六十五圓位マデハ
コトデ、政府ノ方デハ方向轉換ヲシナ
シテ、ソレシテスマッテ、特權ヲ與ヘラレ
タ居ル人モアリマス、サウデハナ
イ、モウ是ヨリ以下ニ下グル餘地ハナ
イ、斯ウ云フコトモアリマセウ、又今日ハ非
常ニ「ダンピング」ノ流行スル時代デア
ニマスカラ、或ハ此上ニ二十圓、三十
圓モ下ッテ來ヌトハ限リマセヌ、サウ致
シマシタナラバ、今日ノ「ダンピング」
ノ箇條ヲ適用シテ、之ヲ防グヨリ外ニ
ヨリ多ク日本ニ使ハセルト云ヘバ、即

ト、生産費々々々ト云フガ、一向生産費ノ調ヲシテナイ、又關稅ト云フモノノ淵源ニ付テモ、推移ニ付テモ調ベテナイ、關稅ト云フモノヲ定メルノハ、私ガ申上ゲルマデモナク、收入ノ問題デハナカラウト思フ、即チ關稅ト云フモノニ依ツテ世界ノ大勢ト、ドウ云フ風ニシテ日本ノ工業ヲ調和セシメテ行クカト云フコトガ、關稅ノ理想デアラウト思フ、其理想トナル關稅ヲ定メル根據ト云フモノヲ、少シモ御測量ニナラズシテ、サウシテ急速ニ之ヲ四割以上ノ減ヲスルト云フコトハ、餘リニ冒險デアルト私ハ思フノデアリマス、商工省ハ固ヨリノコト、大藏省ニ於テモ、是ハ大ニ考フベキコトデアラウト思フノデアリマス、是ハ根據ノナイコトデハナイカ、唯一ツノ想像ニ依ツテ、今下ゲタラ宜イデハナイカ、當業者ニ聞イタラ宜イト言ツタト云フ、私ハ左様ナ薄弱ナル根據ノ下ニ、苟モ此重大ナル、ト思ハザルヲ得マセヌ、ソレニ對シテ日本ノ國策デアル所ノ人絹ニ對シテ、關稅ノ増減ヲ論ゼラレルト云フコトハ、私ハ大藏大臣トシテモ輕率デアルト思ハザルヲ得マセヌ、ソレニ對シテ如何ナル考デアリマスカ

ルヤウナ點ハ、吾々ノ十分考ヘテ居リ
マスノデアリマス、即チ日本ノ人造絹
絲ノ生産費ヲ考ヘマシテ、サウシテ今
日ノ伊太利ノ絲ハ時々違ヒマスケレド
モ、所謂荷揚ノ費用マデ入レテ、八十
圓以内位デ賣ツテ居ルノガアリマス、ソ
レガ即チ日本ニ來マス絲ノ一番安い絲
デアリマス、ソレデアリマスカラ日本
ノ生産費ト、日本ニ實際來テ陸揚ヲサレ
ル費用マデ入レタ値段ト、比較致シテ
見マシテ、サウシテ關稅ヲ一つ定メテ
置クト云フコトハ、是ハ關稅ヲ定メマ
ス場合ニハ、勿論亞米利加ノ絲、莫吉
利、獨逸アタリノ絲ヲ皆考ヘテ居リマ
スガ、ソレヲ考ヘル前ニ、日本ニ來ル
一番安い絲デ、其品質上カラ云ヘバ、日
本ノ人造絹絲ノ品質ト變ラヌ絲ノ場合
ヲ考ヘテ見ルト、ソレヲ目標ニシテ關
稅ヲ茲ニ定メマスコトハ適當ノコトト
思フ、ソレナラバ其伊太利ノ絲ガ果シ
テ「ダンピング」デアルカドウカ、斯
ウ考ヘテ見マスト、今ノ經濟界デ云ヒ
マスト「ダンピング」デアルカ、生產
過剩ノ爲ニ相當ニ安ク賣ルモノデア
ルカハ、何處ノ國デモ分リマセヌ、
日本ガ——大キナ聲デ言ヘマセヌガ、
色々ナ種類ノモノヲ生產費以下ニ賣
テ居ル所モアリマセウ、人造絹絲ノ如
キモ、或ハ其一ツカモ知レマセヌ、サ

是ガ「ダンピング」デアルカナイカハ
分ラヌ、併ナガラ左様ナ値段デ日本ニ
長ク入ツテ來ル値段ヲ押ヘテ關稅ヲ決
メマスコトハ、私ハ少シモ不都合ハナ
イト考ヘテ居リマス、唯恐レル所ハ此
上ニ何十圓ノ「ダンピング」ガ來ルヤ
否ヤト云フ問題デアリマス、相當ノ値
段ガ上ツタリ下ツタリスルコトハ、關稅
ヲ決メマス場合ニハ相當ノ餘裕ガ置イ
テアリマス、アナタガ御覽ニナツテ日
本ノ生產費ガ高イ安イト言ハレルナラ
バ、日本ノ人造絹絲ノ中ニモ非常ニ生
產費ノ安い所ト高イ所トアリマス、ソ
レノ大凡ソノ平均ト言ヒマスカ、餘リ
生產費ノ高イ所ヲ押ヘタアトノ生產費
ヲ見テ最低ノ伊太利絲ト考ヘテ居リマ
スカラ、其處ニ相當裕リハアリマス、
此上三十圓、五十圓ノ價格ヲ安クシテ
「ダンピング」ヲシタラドウナルカ、ソ
レハ此關稅デハ防ギ切レスカラ、日本
ノ人造絹絲ハ大打擊ヲ受ケル、大打擊
ヲ受ケタ時ニハ此關稅法ニアル「ダン
ピング」ノ箇條ヲ適用シテ之ヲ防グヨ
リ外ニ途ハゴザイマセヌ

居ルトスレバソレヲ目標トシナケレバ
ナラヌト仰セラレル、此七十五圓乃至
六十五圓ノ沖渡ノ値段ガ「ダンビング」
デアッタスルカ、之ニ依ルト百二十三
十圓ニナッテ居ルモノヲ、日本ニ於テ沖
渡七十五圓ト云フナラバ、非常ニ開キ
ガアル、是ハ常識上私共ハ「ダンビン
グ」ト思フ、永ク續イテ居ルカラサウ
思ハナケレバナラヌ、將來是ハ下ガル
カモ知レヌト云フナラバ、ドウシテモ
其本國ニ於テ相當ノ利潤ガアルカナイ
カ、生産費ニ對シテドレダケノ利潤ガ
アリ、其利潤ヲ置イテ東洋ニ「ダンビ
ング」ヲシテ居ルト云フコトヲ想像シ
ナケレバナラヌ、又或ル場合ニ於テハ
本國デモ損ヲシ、出先デモ損ヲスル、
世界ヲ壓倒シテ其後ニ大ニヤッテ行カ
ウト云フ政策ヲ執ルカモ知レヌ、サウ
スレバドウシテモ生産費ノ略、何處ニ
アルカト云フ列國ノ生産費、伊太利、
獨逸邊リノ生産費ヲ調ベラレテ、其上
ニ於テ此方策ヲ立テ、モ遲クハナイ、
ソレヲ何ヲ苦シデ急イデスルカ、列國
ハ障壁ヲ高クセントスル形跡ガアリ、
「ダンビング」ヲセントスル形勢ガアル、
此兩方カラ見テ危機ニ瀕シテ居ル工業
品ニ對シテ、關稅ヲ撤廢シテモ宜イト
云フマデノ大ナル理想ノ下ニ之ヲ急グ
ノハ其理由ガ分ラヌ、問題ヲ局限シテ

急グ理由如何ト云フコトニ付テアナタ
ノ御意見ヲ伺ッテ見マセウ

○井上國務大臣

私ガ先刻岡田サンニ

説明シタノヲ數字ニシテ説明致シマシ

タナラバ、能ク御分リ下サレルト思ヒ

マスガ、日本ノ人絹生産費ヲ百磅ニ付

テ百三十六圓ト吾々ハ見タノデアリマ

ス、ソレニ對シテ伊太利ノ最低價格ガ

百磅七十九圓五十錢ト斯ウ見テ居リマ

ス、政府委員ニ聞キマスト私ガ申上げ

タノハ八十圓ノ利益ヲ其中ニ入レテ居

リマシタ、隨テ百磅百二十六圓ノ物ガ

百三十六圓ニナツテ居リマス、伊太利ノ

ガ最低價格ヲ七十五圓ト見テ、ソレニ

四圓五十錢ノ陸上費用ヲ見マシテ七

十九圓五十錢、斯ウ云フ風ニ百磅ニ付

テ伊太利ガ賣ルト、斯ウ見テ居リマス、

ソコデ伊太利ノ七十五圓ニ賣ルノガ果

シテ「ダンビング」デアルヤ否ヤト云

フ問題ニナリマスガ、其點ニ付キマス

ト「ダンビング」トモ見ラレル點モア

リマセウガ、見ラレナイ點モアリマス、

何故カト申シマスト、「ダンビング」

ノ箇條ヲ適用スルニハ二ツノ條件ヲ必

要トスルノデアリマシテ、果シテソレ

ガ「ダンビング」デアルヤ否ヤト云フ

コトハ、吾々ハ是マデ種々様々ノ輸入

品ヲ調ベマスケレドモ、餘程困難デア

リマス、隨ヒマシテ吾々ハ、必ズシモ

之ヲ「ダンビング」デハナイト考ヘテ

居リマス爲ニ、只今ノヤウニ日本ノ生
產費ト伊太利ノ最低價格カラ見マスト

其處ニ今回百斤ヲ百二十五圓、即チ四

割下ゲルコトガ適當ト考ヘタノデアリ

マス、ソレナラバ日本ノ生產費ハドウ

ルヤ否ヤ、潰レテシマフカト言ヘバ、

マスカラ、私ガ只今説明致シマシタ如

ク、多少此生產費ト云フモノヲ不斷ヨ

スウ云フコトデアリマシテ、日本ノ人

絹會社ノ中ニハ非常ナ高イノガアリマ

ス、サウ云フモノヲ一一除キマシテ取ツ

タノデ、此生產費デアルナラバ所謂商

品ノ値動キ位ノコトナラバ大丈夫安全

ス、サウ云フモノヲ一二除キマシテ取ツ

ラヌノデアリマス、唯問題ハ七十九圓、
即チ七十五圓ノ伊太利ノ絲ガ、此上何

十圓下ルカ、斯ウ云フコトヲ考ヘテ見

アル、サウシテ一面ニ於テハ「ダンビ

ング」ヲスルナラバ法律ニ適用スルガ、
マスト、此上三十圓モ五十圓モ下リマ

シタナラバ、ソレハ非常ナコトデアリ

マセウ、併ナガラソレハ總テノ商品ニ

付テ「ダンビング」テ外國ガ持ッテ來レ

バ、何時デモ同ジ事情デアリマス、普

通ノ關稅ノ決メ方デハ「ダンビング」

ハ防ギ得ナインデアリマス、隨テ「ダ

ンビング」ノ箇條ハ輸入品ノ全部ニ適

用スルコトノ出來ルヤウニ出來テ居リ

マス、ソレハヤルヨリ外ニアリマセヌ、

ソンナラ何故急グカ、モウ少シ待ッタラ

宜イデハナイカト申シマスト、先ニ遡ッ

テ來マシテ、今日日本ノ人絹ノ織物ガ

急速ニ外國ニ出ルノデアリマス、其急

速ニ外國ニ出ル所ニ乘ジテ保稅工場ノ

希望者モ澤山アル、又一方カラ言ヘバ、

日本ノ人造絹絲ヲ海外ニ發展セシメル

ト云フコトモ其處ニアル、即チ生產費

ヲ下ゲテ、徒ニ關稅ノ保護ニ隠レテ勝

手ヲスルト云フノ防ギ得ルノハ、斯

コトニ於テ私ハ惡イトハ考ヘテ居リマ

セヌ、只今言フ如ク、今日經濟界ノ變

動ノ場合デモ、是ハ十分ニ是ナラバ

意シテ全キモノト考ヘテ居リマス

○岡田委員 委員長ハ御承知ニナツテ

○井上國務大臣 何故急グカト云フコ

トハ、斯ウ云フコトデアリマス、日本

ノ人造絹絲ノ生產費モ段々下リマシ

テ、百斤百二十五圓ノ關稅ヲ四割下ゲ

シタ、是ダケ下ゲテモ日本ノ人造絹

絲ノ生產費カラ言ヘバ、之ヲ下ゲテモ

アリマス、斯ウ云フコトハ斷言シテ憲

居ラヌカ知ラヌガ、ドウモ私ハ分ラヌ、
今御話ノヤウニ「ダンピング」ノ取締

ヲ適用スルコトハムヅカシイト云フコ
トハ重ネテ仰セラレテ居リマス、ムヅ

カシイノデアリマセウ、ソレデアリマ
スカラ若モ是ガ「ダンピング」ノ勢ヲ

以テ來ル時ニ「ダンピング」ノ取締ハ
適用出來ズ、一面ニハ關稅ハ政府ノ見

込通リニ可決サレテ既ニ下ッテシマツ
タ、何ヲ以テ之ヲ防グノデアリマスカ、

其危險ハ將ニ目前ニアルト云フノハ、
先程私ガ申上ゲマシタ通リデアリマシ

テ、井上大藏大臣ハ或ル程度マデハ御
承知ニナツタヤウニ歐羅巴ニ於テ、亞米

利加ニ於テ、餘剩品ヲ東洋市場ニ送ラ
ウト云フ計畫ガアルヤウニ見受ケラレ

ル、相當ノ程度マデ進ンデ居ルモノト
見エル、商務官ノ報告モアリマスカラ、
或ル程度マデハ是ハ確實デアルト私ハ

思フ、尙ホ又伊太利ノ或ル會社ノ如キ
ハ既ニ大ナル計畫ヲ以テ東洋ニ進出セ
不景氣デ以テ皆弱ツテ居ル際ニ於テ、殊ニ又

稅ヲ急イデ引下ゲテ見テ、何モソレニ
對シテ防禦法ハ考ヘナイ、繰返シテ言

フト「ダンピング」ノ法律ノ適用ハシ
難イモノデアル、關稅ヲ撤廢セラレタ

時ニハ如何ナル責任ヲ以テ大藏大臣商
工大臣ハ、此新興ノ人絹ト云フモノヲ

保護サレルカト云フコトガ、甚ダ懸念

ニ堪ヘナイ、方策ガナイデナイカ、「ダ
ンピング」ノ適用ハムヅカシイト云フ

コトハ何人モ能タ承知シテ居ル所デア
リマセウ、ソレデハ無謀デハアリマセ

スカ、而モ私ハ更ニ進ンデ聞イテ置キ
タイノハ、此關稅ノ撤廢ニ依ッテドノ位

ノ外國ノ絲ガ入ルト云フ御見込、デアリ
マスカ、豫算ト對照シテノ御答辯ヲ願

ヒタインデアリマス

○井上國務大臣 岡田氏ノ只今ノ最後

ノ質問ニ御答スルト全部ガ御分リ下サ

ルト思ヒマスガ、吾々ハ關稅ヲ下ゲマ
シテモ、伊太利ノ人造絹絲ノ輸入ガ少

シモ殖エヤウト豫想シテ居リマセヌ、
豫算ノ上、モ其意味ニ於テ出來テ居リ

マス、即チ關稅ヲ下ゲテモ、此程度ナ
ラバ輸入ハ殖エナイ、斯ウ云フコトヲ

考ヘテ居ルノデアリマス、ソレデアリ
マスカラ先刻申上ゲマシタ如ク、今度

シテモ、此上多ク下ゲレバ「ダンピング」
ノ箇條ヲ適用シテ防ギ得ルト考ヘテ居

モハツキリ致シマス、ソレニ依リマシ
テ、此上下ゲテ來レバ「ダンピング」

ノ人造絹絲ノ關稅引下ハ、即チ保稅工
場ヲ希望スル人カラ言ヘバ是モ完全デ

云フコトヲ考ヘテ居リマスカラ、御心
配ニナルヤウナ危險ハ私ハ感ジテ居ラ

スノデゴザイマス

リマス、ソレカラ「ダンピング」ガ此
上來テモ急速ニ日本ノ法律デハ中々運

バヌデハナカト申シマスガ、岡田氏
ノ言ハレルノハーツノ理窟デアリマス

ガ、人造絹絲ノ製造業者ガ是位ノ程度
ノ關稅ヲ引下ゲテ置イテ、サウシテ此

上「ダンピング」ハ行ビ得ルカドウカ
ト云フコトハ、伊太利ノ百封度七十五

圓ト云フノモ、モウ可ナリ安イ値段デ
アリマス、是ガ「ダンピング」デアルカ、

投賣デアルカ、何ト言フカ知ラヌガ、
可ナリ安イ値段デアル、此上ニエライ

下ゲ得ル餘地ハナイ、斯ウ考ヘル、又
一方カラ言ヘバ此上エラク下ゲレバ確

カナ「ダンピング」デアルト云フコト
モハツキリ致シマス、ソレニ依リマシ
テ、此上下ゲテ來レバ「ダンピング」

ノ人造絹絲ノ關稅引下ハ、即チ保稅工
場ヲ希望スル人カラ言ヘバ是モ完全デ

云フコトヲ考ヘテ居リマスカラ、御心
配ニナルヤウナ危險ハ私ハ感ジテ居ラ

スノデゴザイマス

○岡田委員 折角御答辯デアリマスケ
レドモ、ドウモ益々私分リマセヌ、今關

思フト「ダンピング」ト云フコトハ、列國ニハ通用セヌ
思葉ト思フ、妄斷デアラウト私ハ思フ、
モット詳細ニ御説明ヲ戴カナケレバ分

一面ニ於テハ結論トシテハ是レ以上ハ
下ラヌ、若シ下レバ「ダンピング」ト

立脚點ト致シテ「ダンピング」ハ測ルノ
デアラウト思ヒマス、其生産費ガ分ラ
ヌト云フコトニナツテ居ラテ、サウシテ

一面ニ於テハ結論トシテハ是レ以上ハ
下ラヌ、若シ下レバ「ダンピング」ト

立脚點ト致シテ「ダンピング」ハ測ルノ
デアラウト思ヒマス、其生産費ガ分ラ
ヌト云フコトニナツテ居ラテ、サウシテ

算ハ何十萬圓減ツテ居リマスカ

○飯田大藏書記官 昨日御手許エ差出
シマシタ表ニ四割減ズルト云フコトニ

致シテ居リマス、關稅ノ收入ガ四割減
ズル、是ダケデゴザイマス、數量ニハ

變リガナイト云フ見込デゴザイマス
ノ数量ニ對シテ關稅ガ下ルノダ、是ダケ
ノコトデアリマスカ、ソレデ間違アリ
マセヌカ

○岡田委員 サウ致シマスト日本ニ入
ル數量ハ増サヌ、唯ソレダケノ同一ノ
圓ト云フノモ、モウ可ナリ安イ値段デ
アリマス、是ガ「ダンピング」デアルカ、

投賣デアルカ、何ト言フカ知ラヌガ、
可ナリ安イ値段デアル、此上ニエライ

下ゲ得ル餘地ハナイ、斯ウ考ヘル、又
一方カラ言ヘバ此上エラク下ゲレバ確

カナ「ダンピング」デアルト云フコト
モハツキリ致シマス、ソレニ依リマシ
テ、此上下ゲテ來レバ「ダンピング」

ノ人造絹絲ノ關稅引下ハ、即チ保稅工
場ヲ希望スル人カラ言ヘバ是モ完全デ

云フコトヲ考ヘテ居リマスカラ、御心
配ニナルヤウナ危險ハ私ハ感ジテ居ラ

スノデゴザイマス

○岡田委員 折角御答辯デアリマスケ
レドモ、ドウモ益々私分リマセヌ、今關

思フト「ダンピング」ト云フコトハ、列國ニハ通用セヌ
思葉ト思フ、妄斷デアラウト私ハ思フ、
モット詳細ニ御説明ヲ戴カナケレバ分

一面ニ於テハ結論トシテハ是レ以上ハ
下ラヌ、若シ下レバ「ダンピング」ト

立脚點ト致シテ「ダンピング」ハ測ルノ
デアラウト思ヒマス、其生産費ガ分ラ
ヌト云フコトニナツテ居ラテ、サウシテ

一面ニ於テハ結論トシテハ是レ以上ハ
下ラヌ、若シ下レバ「ダンピング」ト

立脚點ト致シテ「ダンピング」ハ測ルノ
デアラウト思ヒマス、其生産費ガ分ラ
ヌト云フコトニナツテ居ラテ、サウシテ

居リマスカ、サウナツテ居リマスカ、豫

本當ト思ツテ此處マデ下ゲタノデア

リマセヌ

○井上國務大臣 斯ウ御答シテ宜シイ

ノデアリマス、百封度七十九圓五十錢
ト云フ伊太利ノ絲ヲ今日日本ニ賣ルト
斯ウ致シマス、其七十九圓五十錢ト云
フ絲ガ此上、五圓ヤ七圓下ガリマシテ
モ、即チ時ノ狀況ニ依ツテ、需用供給ノ
道理ニ依ツテ下ガッタ位ノ値段デアレ
バ、日本ノ人造絹絲ニハ打擊ヲ與ヘナ
イト云フ位ニ今日經濟界ハ急激ニ變動
スル時デアルノダカラ、ソレ位ノ裕リ
ヲ置イテ關稅引下ヲ致シテ居リマス、
斯ウ云フ一ツノ御答デアリマス、モウ
一ツハ七十九圓五十錢ハ生產費ガ分カ
ラヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
是ガ「ダンビング」カドウカ分ラスト
タヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
言ハレマスガ、成程伊太利ノハッキリシ
世界ノ値段カラ推シマシテ、七十五圓
上十圓下ヲ六十五圓ト云フヤウナ豫
想ヲシテ考ヘテ見マスト、此上二十圓、
三十圓下ガレバ世界ノ人造絹絲ノ値段
カラ、又賣買サレテ居ル値段カラ、ド
シナコトヲシテ考ヘテ見マシテモ、是
ガ「ダンビング」デアルト云フコトノ
推察ハ確ニ届キマス、ソレハ間違ナイ
ト考ヘテ居リマス、ソコノ二ツノ事柄
ヲ考ヘマシテ、是程伊太利ノ絲ノ値段
ヲ下ゲテ賣ツテ居ルノデアルカラ、此上
二十圓三十圓下ルコトガ「ダンビング」
デアルコトハ間違ヒナイ、ソレナラ五

圓十圓下ヲモ相當ノ裕リガ置イテア
ルカラ、只今輸入ガ殖エナイ、關稅ヲ
云フコトノ御話ガアリマシタガ、安全
モ、即チ時ノ狀況ニ依ツテ、需用供給ノ
道理ニ依ツテ下ガッタ位ノ値段デアレ
バ、日本ノ人造絹絲ニハ打擊ヲ與ヘナ
イト云フ位ニ今日經濟界ハ急激ニ變動
スル時デアルノダカラ、ソレ位ノ裕リ
ヲ置イテ關稅引下ヲ致シテ居リマス、
斯ウ云フ一ツノ御答デアリマス、モウ
一ツハ七十九圓五十錢ハ生產費ガ分カ
ラヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
是ガ「ダンビング」カドウカ分ラスト
タヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
言ハレマスガ、成程伊太利ノハッキリシ
世界ノ値段カラ推シマシテ、七十五圓
上十圓下ヲ六十五圓ト云フヤウナ豫
想ヲシテ考ヘテ見マスト、此上二十圓、
三十圓下ガレバ世界ノ人造絹絲ノ値段
カラ、又賣買サレテ居ル値段カラ、ド
シナコトヲシテ考ヘテ見マシテモ、是
ガ「ダンビング」デアルト云フコトノ
推察ハ確ニ届キマス、ソレハ間違ナイ
ト考ヘテ居リマス、ソコノ二ツノ事柄
ヲ考ヘマシテ、是程伊太利ノ絲ノ値段
ヲ下ゲテ賣ツテ居ルノデアルカラ、此上
二十圓三十圓下ルコトガ「ダンビング」
デアルコトハ間違ヒナイ、ソレナラ五

〇岡田委員 私ハドウ致シテモ分ラヌ
ノデアリマスガ、第一ニ打擊ガナイト
云フ證據ヲ日本ノ人絹ノ織物ニ打擊ガ
ナイト云フ、ナイ程度ニ下ゲテハ效能
ガナイデハナイカ、或ル程度迄下ゲナ
ケレバアナタノ目的ハ達セラレナイ、
内地ノ一般ノ人絹ニ影響アラシメル爲
致シマセヌ、ソレ以上輸入數量ヲ増サ
ヌノダト云フ以上ハ打擊ガナイデアリ
マセウ、ナイト云フコトナラバ何ノ爲
ニハ、多クノ輸入ガナケレバ是ハ影響
タヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
是ガ「ダンビング」カドウカ分ラスト
タヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
言ハレマスガ、成程伊太利ノハッキリシ
世界ノ値段カラ推シマシテ、七十五圓
上十圓下ヲ六十五圓ト云フヤウナ豫
想ヲシテ考ヘテ見マスト、此上二十圓、
三十圓下ガレバ世界ノ人造絹絲ノ値段
カラ、又賣買サレテ居ル値段カラ、ド
シナコトヲシテ考ヘテ見マシテモ、是
ガ「ダンビング」デアルト云フコトノ
推察ハ確ニ届キマス、ソレハ間違ナイ
ト考ヘマシテ、是程伊太利ノ絲ノ値段
ヲ下ゲテ賣ツテ居ルノデアルカラ、此上
二十圓三十圓下ルコトガ「ダンビング」
デアルコトハ間違ヒナイ、ソレナラ五

〇岡田委員 私ハドウ致シテモ分ラヌ
ノデアリマスガ、第一ニ打擊ガナイト
云フ證據ヲ日本ノ人絹ノ織物ニ打擊ガ
ナイト云フ、ナイ程度ニ下ゲテハ效能
ガナイデハナイカ、或ル程度迄下ゲナ
ケレバアナタノ目的ハ達セラレナイ、
内地ノ一般ノ人絹ニ影響アラシメル爲
致シマセヌ、ソレ以上輸入數量ヲ増サ
ヌノダト云フ以上ハ打擊ガナイデアリ
マセウ、ナイト云フコトナラバ何ノ爲
ニハ、多クノ輸入ガナケレバ是ハ影響
タヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
是ガ「ダンビング」カドウカ分ラスト
タヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
言ハレマスガ、成程伊太利ノハッキリシ
世界ノ値段カラ推シマシテ、七十五圓
上十圓下ヲ六十五圓ト云フヤウナ豫
想ヲシテ考ヘテ見マスト、此上二十圓、
三十圓下ガレバ世界ノ人造絹絲ノ値段
カラ、又賣買サレテ居ル値段カラ、ド
シナコトヲシテ考ヘテ見マシテモ、是
ガ「ダンビング」デアルト云フコトノ
推察ハ確ニ届キマス、ソレハ間違ナイ
ト考ヘマシテ、是程伊太利ノ絲ノ値段
ヲ下ゲテ賣ツテ居ルノデアルカラ、此上
二十圓三十圓下ルコトガ「ダンビング」
デアルコトハ間違ヒナイ、ソレナラ五

〇岡田委員 私ハドウ致シテモ分ラヌ
ノデアリマスガ、第一ニ打擊ガナイト
云フ證據ヲ日本ノ人絹ノ織物ニ打擊ガ
ナイト云フ、ナイ程度ニ下ゲテハ效能
ガナイデハナイカ、或ル程度迄下ゲナ
ケレバアナタノ目的ハ達セラレナイ、
内地ノ一般ノ人絹ニ影響アラシメル爲
致シマセヌ、ソレ以上輸入數量ヲ増サ
ヌノダト云フ以上ハ打擊ガナイデアリ
マセウ、ナイト云フコトナラバ何ノ爲
ニハ、多クノ輸入ガナケレバ是ハ影響
タヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
是ガ「ダンビング」カドウカ分ラスト
タヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
言ハレマスガ、成程伊太利ノハッキリシ
世界ノ値段カラ推シマシテ、七十五圓
上十圓下ヲ六十五圓ト云フヤウナ豫
想ヲシテ考ヘテ見マスト、此上二十圓、
三十圓下ガレバ世界ノ人造絹絲ノ値段
カラ、又賣買サレテ居ル値段カラ、ド
シナコトヲシテ考ヘテ見マシテモ、是
ガ「ダンビング」デアルト云フコトノ
推察ハ確ニ届キマス、ソレハ間違ナイ
ト考ヘマシテ、是程伊太利ノ絲ノ値段
ヲ下ゲテ賣ツテ居ルノデアルカラ、此上
二十圓三十圓下ルコトガ「ダンビング」
デアルコトハ間違ヒナイ、ソレナラ五

〇岡田委員 私ハドウ致シテモ分ラヌ
ノデアリマスガ、第一ニ打擊ガナイト
云フ證據ヲ日本ノ人絹ノ織物ニ打擊ガ
ナイト云フ、ナイ程度ニ下ゲテハ效能
ガナイデハナイカ、或ル程度迄下ゲナ
ケレバアナタノ目的ハ達セラレナイ、
内地ノ一般ノ人絹ニ影響アラシメル爲
致シマセヌ、ソレ以上輸入數量ヲ増サ
ヌノダト云フ以上ハ打擊ガナイデアリ
マセウ、ナイト云フコトナラバ何ノ爲
ニハ、多クノ輸入ガナケレバ是ハ影響
タヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
是ガ「ダンビング」カドウカ分ラスト
タヌケレバ、此上二十圓三十圓下ヲモ
言ハレマスガ、成程伊太利ノハッキリシ
世界ノ値段カラ推シマシテ、七十五圓
上十圓下ヲ六十五圓ト云フヤウナ豫
想ヲシテ考ヘテ見マスト、此上二十圓、
三十圓下ガレバ世界ノ人造絹絲ノ値段
カラ、又賣買サレテ居ル値段カラ、ド
シナコトヲシテ考ヘテ見マシテモ、是
ガ「ダンビング」デアルト云フコトノ
推察ハ確ニ届キマス、ソレハ間違ナイ
ト考ヘマシテ、是程伊太利ノ絲ノ値段
ヲ下ゲテ賣ツテ居ルノデアルカラ、此上
二十圓三十圓下ルコトガ「ダンビング」
デアルコトハ間違ヒナイ、ソレナラ五

〇井上國務大臣 此點ニ付テハ先刻カ
ル數回申上ゲマシタヤウニ、百斤百二
ト云フヤウナ、全體ノ織物業者ニ利益

ノ均需ヲ與ヘナイヤウナ制度ヲ行フコ
トハ不都合デアリマスカラ、ソレヲ將
來ニハ要ラヌヤウニシヨウ、斯ウ云フ
二ツノ事情カラシテ行キマシタノデ、
即チ一方關稅ヲ下ゲテ、ソレニ依ッテ日
本ノ人造絹絲ノ生產費ガ下ッタ、隨テ又
直グ下ダマス、モウ一遍下ダマス、サ
ウシテ行ケバ理想ニ達スルト思ヒマ
ス、御覽下サルト分リマスガ、百斤百
二十五圓ト云フ時價デアルガ、殆ド百
「パーセント」ノ關稅ガ課ッテ居ルヤウ
ニ保護サレテ居ル人造絹絲ヲ、岡田サ
ンノ言フヤウニ其人造絹絲ニ效果ノア
ルヤウニ一度ニ下ゲタラバ、是ハ非常
ナ無理ガ行クト考ヘテ、斯様ナ途ヲ取
テ漸次理想ニ達スル積リデアリマス
○岡田委員 私ノ今危險ニ瀕シテ居ル
ト云フコトハ、是ハ大藏大臣モ危險ト
云フ解釋ハ壓迫ガ段々増シツ、アル、
増ス傾向ガアルト云フコトヲ大藏大臣
モ認メテ居ルノデ、此危險ガアル一面
ニハ國內ニ於テハ不景氣ガ襲來致シテ
居ルト云フ此際ニ、サウ云フヤウナ將
來ノ理想ヲ以テ、而モ現在ニ於テハ殆
ド其效果ノ認ムベキモノガナイト云フ
コトヲ自白サレナガラ、左様ナモノヲ
唯理想ノ一端ダトシテ説明サレルコト
トモ御話ニナルガ、保税工場ハ保税工

場、關稅ハ關稅デアル、保稅工場ヲ許
スコトハ將來ハ許ス希望ガアツテモ、許
スト困ルカラ俺ハ關稅ヲ下ゲル、是ハ
關聯シテ居ルヤウデ何モ關聯シテ居ラ
ヌ問題ト私ハ解釋スルノデアリマス、
國トノ競争ヲサシテ、其結果壓迫シテ
此生產費ヲ下ゲテ行クト云フコトハ、
餘リ政府ハ關稅政策ヲ弄スルヤウニ私
ハ思フ、恰モ政府ハ緊縮政策デ農村ニ
マデ緊縮サシテ、續イテ農村ガ疲弊ヲ
致シテ居ルト云フコトヲ井上大藏大臣
ハ御承知ナラヌデアリマスカ、吾々ハ
ト見ナケレバナラヌト思フノデアリマ
サウ思ツテ居ル、少クモ此緊縮政策ト
云フモノハ大部分ノ影響ヲ爲シテ居ル
テ居ルカラ生產費ヲ下ゲロト云フコト
ハ、餘リニ生產工場ニ居ル者ヲ子供扱
ニスルモノデアル、ソレハ餘リ酷イ、
生產工場ハ自ラ考ヘテ外國ニ出スダケ
ノモノヲ捨ヘタラ宜イ、現ニ日本ニ於
ケル所ノ人絹ノ生產ノ六割ト云フモノ
ハ、私ノ申上ゲルマデモナク外國ニ出
テ居ル、ソレハ立石君カラ此前ニ聽イ
タノデアリマス、六割ト云フモノハ是
ハ織物トシテ外國ニ出ス分デアル、外
國ノモノハドウナルカト言ヘバ、此間
項戴致シマシタ所ノ織物ニ對スル外國ニ

テ日本ノ人絹織物ハ出テ行クノデアル
カラ、自己防衛ト云フコトハ人絹業者
ハ知ツテ居ル筈デアリマス、高イ障壁ヲ
超ス爲ニハ織物ヲ安クシナケレバ、自
己ノ織物ガ賣レナイデハナイカ、之ヲ
賣ルニハ其織物業者ガ外國ノ關稅ヲ突
破シテ、向フノ織物ト競争ヲスルコト
ハ是ハ商機デアッテ、何モ大藏省ハ干渉
セヌデモ宜イ、唯危險ニ曝セヌダケノ
コトヲ御講ジ下サレバ宜イ、即チ關稅
ヲ上ゲル下ゲルト云フコトハ日本ノ人
絹ノ輸出ニハ何モ關係ハナイノデアル、
故ニ之ヲ急イデヤラヌデモ暫ク世界ノ
推移ヲ見テ、而モ一面ニハ六割ノ輸出
ガアルカラ、其行先ヲ見テ其上デ方策
ヲ立テ、モ宜イノデアッテ、何モソンナ
水ヲ飲ムヤウナ、蠟ヲ喰ムヤウナ簡單
ナ平凡ナ理由ノ下ニ、其様ナル大冒險
ヲ爲サルト云フコトハ、私ハ甚ダ執ラ
ザル所デアルト存ジマス、之ニ對シテ
ハ如何ナル御考デアリマセウカ、更ニ
御意見ヲ承リタイト思ヒマス

織物ヲ擁ヘテ世界ノ市場デ競争シマス、
斯ウ言ヒマンタラバ他ニ技術ガエライ
優レテ居リマスト云フコトモ想像セン
ケレバ勝チヤウガナイ、サウデアリマ
スカラドウシテモ理想ハ、伊太利ガ八
十圓デ賣ルコトハ「ダンビング」デア
ルカ何デアルカ知リマセヌガ、ドッヂニ
シテモ日本ノ人造絹絲ヨリ安イノデス、
日本ノ人造絹絲モ是カラ先キ安クシテ
行カナケレバナラヌ、斯ウ云フコトハ
當然ノ義ト考ヘテ居リマス、ソコデ吾
吾ノ理想ハアルノデアリマス、岡田サ
ンハサウ仰セラレヌヤウダケレドモ、
伊太利ノ人造絹絲ト日本ノ人造絹絲ト
ハツキリ何十圓ト違ヒマスカラ、ソレヲ
此儘ニシテ置イテ日本ノ人造絹絲ノ織
物ガ將來マデ安全ニ大ニ輸出ガ出來ル
ト云フコトヲ考ヘルコトモ、非常ナ私
ハ間違ダラウト思フ、ソコデアルカラ
將來ニ生クベキ途ハ日本ノ人造絹絲ノ
生産費ヲ安クスルヨリ外ニ途ハナイト
考ヘテ居リマス

○**櫛部委員長** 昨日來色々御相談致シ
テ……〔質問中デアル〕「ソンナ横暴ナ
コトガアルカ」ト呼フ者アリ 櫛部君
カラ御發議ガアリマシタガ、昨日來此
問題ニ付キマシテハ色々御相談ヲ致シ

テ居リマス、且ツ大藏大臣ハ先程モ貴族院ノ減税委員會ニ三時マデ猶豫ヲ求メマシラ、サウシテ此處ニ御出席ヲ願ッテ居ルノデアリマシテ、其事ハ非公式ナガラ御傳ヘヲシテ居リマス、斯様ナ譯デアリマスカラ、大藏大臣ハ此際御退席ヲ願ヒマシテ已ムヲ得ヌコト、思ヒマス（「大藏大臣ニ質問ガアル」）ト呼フ者アリ）就キマシテハ榎部君ノ御發議デアリマスガ——榎部君ノ御發議ハ……（質問ノ要點ニ達シテ居ルモノヲ切ツテ行クト云フコトハ宜シクナイ」）ト呼フ者アリ）

○井上國務大臣 一寸向フヲ三時マデ休憩シテ貰ツテ、三時ニナッテカラ——三時ニナッテ又向フガ濟ミマシタラ此方ニ参リマス

○永田委員長 サウ云フ風ニ進ンデ居リマスカラ、榎部君ノ御發議デアリマスガ、モウ暫ク大藏大臣ニモ御退席ヲス

○岡田委員 「ダンピング」ノコトニ付テモウ少シ討議シナケレバ分ラヌコトガアル、ソレヲアナタハ榎部君ノ御動議ダカラト言ツテ途中デ止メヤウトスル、之ヲドウスル……

○永田委員長 ソレハ大藏大臣ガ参リマシタラ……

○岡田委員 モノト云フモノハ續イテシマスガ……

○村田委員 是ハ兩方カラ御廻シニタハ構ハナケレバ宜シイ、少クトモ私ニ對シテ御相談ガアッテ然ルベキデハナイカ、之ヲ切ルト云フコトナラバ、ナイカ、之ヲ切ルト云フコトナラバ、

○永田委員長 政府カラ大體説明シタ過ギテ居ルヂヤナイカ、委員長トシテナイカ、之ヲ切ルト云フコトナラバ、

○永田委員長 三時ニ向フガ濟ンデ：餘り横暴デアルト思フ

○岡田委員 何故ニ私ニ仰シヤラヌカ

○永田委員長 一應御相談シテ居リマスガ、私共ニハ此點ガ先以テ理解ガ出来ナイノデアリマス、何故ナラバ關稅ヲ安クシテ外國品ノ輸入ヲ増加セシメテデナケレバ、内地ニ於ケル人造絹絲ノ生産品ヲ下ゲシメルマデノ刺戟ヲ與

○岡田委員 ソンナコトハ交渉シテナス

○永田委員長 岡田サン、引續イテ商工大臣ニ御話ハアリマセヌナ、大藏大臣ノ來ラレルマデ……先程村田サン御發議ガアリマシタガ、如何ニナサイマスカ

○村田委員 至ツテ私ハ簡単デアリマス、私ガ先刻來ノ大藏大臣ノ御説明ガ私共ノ戴イテ居ル材料トトント符合致シマセヌ、門外漢デアル私ニハトントシマスガ、大藏大臣ニ御答シタコトニ理解シ兼ネルノデアリマス、其點ヲ二

○岡田委員 「ダンピング」ノコトニ付テモウ少シ討議シナケレバ分ラヌコトガアル、ソレヲアナタハ榎部君ノ御動議ダカラト言ツテ途中デ止メヤウトスル、之ヲドウスル……

○永田委員長 ソレハ大藏大臣ガ参リマシタラ……

○岡田委員 モノト云フモノハ續イテシマスガ……

○村田委員 是ハ兩方カラ御廻シニタハ構ハナケレバ宜シイ、少クトモ私ニ對シテ御相談ガアッテ然ルベキデハナイカ、之ヲ切ルト云フコトナラバ、

○永田委員長 政府カラ大體説明シタ過ギテ居ルヂヤナイカ、委員長トシテナイカ、之ヲ切ルト云フコトナラバ、

○村田委員 此戴イタ説明書ニハ先刻來繰返サレテ居リマス通リニ、人造絹絲ノ輸入數量ハ關稅ヲ引下グルモ、大體増減ナキ見込ナリト云フ、此意味ヲ此間カラ繰返シ伺ッテ居ルノデアリマスガ、之ニ拘ラズ尙ホ關稅ヲ少クスルト云フコトハ、如何ナル理由デアルカ

○岡田委員 何故ニ私ニ仰シヤラヌカ

○永田委員長 一應御相談シテ居リマスガ、私共ニハ此點ガ先以テ理解ガ出来ナイノデアリマス、何故ナラバ關稅ヲ安クシテ外國品ノ輸入ヲ増加セシメテデナケレバ、内地ニ於ケル人造絹絲ノ生産品ヲ下ゲシメルマデノ刺戟ヲ與

○岡田委員 ソンナコトハ交渉シテナス

○永田委員長 岡田サン、引續イテ商工大臣ニ御話ハアリマセヌナ、大藏大臣ノ來ラレルマデ……先程村田サン御發議ガアリマシタガ、如何ニナサイマスカ

○村田委員 至ツテ私ハ簡単デアリマス、私ガ先刻來ノ大藏大臣ノ御説明ガ私共ノ戴イテ居ル材料トトント符合致シマセヌ、門外漢デアル私ニハトントシマスガ、大藏大臣ニ御答シタコトニ理解シ兼ネルノデアリマス、其點ヲ二

○岡田委員 「ダンピング」ノコトニ付テモウ少シ討議シナケレバ分ラヌコトガアル、ソレヲアナタハ榎部君ノ御動議ダカラト言ツテ途中デ止メヤウトスル、之ヲドウスル……

○永田委員長 ソレハ大藏大臣ガ参リマシタラ……

○岡田委員 モノト云フモノハ續イテシマスガ……

○村田委員 是ハ兩方カラ御廻シニタハ構ハナケレバ宜シイ、少クトモ私ニ對シテ御相談ガアッテ然ルベキデハナイカ、之ヲ切ルト云フコトナラバ、

○永田委員長 政府カラ大體説明シタ過ギテ居ルヂヤナイカ、委員長トシテナイカ、之ヲ切ルト云フコトナラバ、

○村田委員 此戴イタ説明書ニハ先刻來繰返サレテ居リマス通リニ、人造絹絲ノ輸入數量ハ關稅ヲ引下グルモ、大體増減ナキ見込ナリト云フ、此意味ヲ此間カラ繰返シ伺ッテ居ルノデアリマスガ、之ニ拘ラズ専ホ關稅ヲ少クスルト云フコトハ、如何ナル理由デアルカ

○岡田委員 何故ニ私ニ仰シヤラヌカ

○永田委員長 一應御相談シテ居リマスガ、私共ニハ此點ガ先以テ理解ガ出来ナイノデアリマス、何故ナラバ關稅ヲ安クシテ外國品ノ輸入ヲ増加セシメテデナケレバ、内地ニ於ケル人造絹絲ノ生産品ヲ下ゲシメルマデノ刺戟ヲ與

○岡田委員 ソンナコトハ交渉シテナス

○永田委員長 岡田サン、引續イテ商工大臣ニ御話ハアリマセヌナ、大藏大臣ノ來ラレルマデ……先程村田サン御發議ガアリマシタガ、如何ニナサイマスカ

○村田委員 至ツテ私ハ簡単デアリマス、私ガ先刻來ノ大藏大臣ノ御説明ガ私共ノ戴イテ居ル材料トトント符合致シマセヌ、門外漢デアル私ニハトントシマスガ、大藏大臣ニ御答シタコトニ理解シ兼ネルノデアリマス、其點ヲ二

○岡田委員 「ダンピング」ノコトニ付テモウ少シ討議シナケレバ分ラヌコトガアル、ソレヲアナタハ榎部君ノ御動議ダカラト言ツテ途中デ止メヤウトスル、之ヲドウスル……

○永田委員長 ソレハ大藏大臣ガ参リマシタラ……

イマス、同僚ノ方ニ聞クト、ソレハモウ古ニ年鑑デ、今時ノモノデハナイ、當テニナラヌト云フコトヲ伺ヒマシテ、半バ了解致シマシタガ、併ナガラ私ノ手許ニ來テ居ルノハ、外國ノ生産費ト云フモノニ付テ表ヲ頂戴シテ居ルノデアリマスガ、之ニ依レバ、伊太利ノ生産費ガ百三十圓ト云フ表ヲ戴イテ居リマス、是ガ七十圓デ賣ラレテ居ルノデアリマス、假ニ八十圓以内ノ生産費トシリモ、私共了解ニ苦シムノデアリマス、デアリマスカラ、同僚ガ示シタヤウナ親切ヲ以テ、其年鑑ガ古イモノデアルナラバ、今時伊太利ノ生産費ハ此様ナ見當ダラウト云フコトヲ教ヘテ戴カナケレバ、材料ト一致シマセヌカラ、何時マデモ了解ガ出來ナイノデアリマス、私ノ質問ハ先づ大體以上ノ如クデアリマシテ、現在ノ税率ノ存在ニ拘ラズ、輸入ハ昭和三年ニ比シテ五年ガ増加シテ居ルカラ、現在ノ關稅ハ強チ外國品ノ輸入ヲ防止スル力ヲ持ッテ居ランイ、ソレ程ノ程度ニハ至ツテ居ラナイト云フコトガ證據立テラレテ居ル、我國ノ人絹業ハ戴イテ居リマス表ニ依ルト、昭和五年度ニ於テ非常ナ躍進ヲシテ居ル、漸進ト云フヨリモ躍進ヲシテ居ル、此機會ヲ選ンデ又更ニ生産費ノ低減ヲ促スベキ刺激ヲ與ヘルト云フコトガ、果シテ是ガ理性ノ上カラ左様ニ考

フベキモノデアルカドウカト云フコトニ付テ、多大ノ疑ヲ存シマス、之ニ付テハ絹業者ト人絹業者トノ色々ノ關係ヲ大藏大臣ハ御話ニナリマシタガ、私産業者ニ向ツテ、此機會ヲ選ンデ刺激ヲ與ヘルコトガ、ドノ點カラ見テ左様ニセラレルノカ、左様ナ小サイ所カラ見ナイデ、大局カラ見テドウカ、小サイ大キイト云フ議論ニナレバ、之ヲ數字ノ上カラ論ジテ戴キタイ、生産者ニドノ位ノ刺激ヲ與ヘルカ、企業者其他ノモノニ向ツテドレダケノ效果ヲ與ヘルカ、其效果ト一方ニ受クル損失、之ヲ比較シテ戴カナケレバ、對照考覈致サナケレバ自ラ利害ノ判断ヲスルコトガ出來ナイノデアリマス、是等ノ點ハ極メテ簡単ニ申上ゲタノデアリマスカラ、御理解下サルコト、存ジマス、私ハ理窟ヲ申上ゲルノデハナイ、親切ニ此疑ヲ解イテ戴キタイノデアリマ御尋デアッタト存ジマス、昨日岡田サンノ御質問デ伊太利ノ會社ノ生產費ガ分ナリ以上ハ、關稅率ヲ盛ルコトガ出

來ナイデハナイカト云フ御議論的ノ質
問ガアリマシタガ、私ハ其際ニ必ズシ
モ生産費ハ見ナイデモ宜シイ、向カラ
日本ヘ賣ツテ來ル値段ト日本ノ會社ノ
生産費ノ差額ヲ一應見テ、是デ以テ關
稅率ヲ定メテ宜イデハナイカ、併シソ
レハ今下ゲル場合デアリマスガ、假ニ
新設ノ場合ヲ想像シテ申上ゲマスガ、
新ニ關稅率ヲ設ケタ、其關稅率ガ果シ
テ消費者ニ轉嫁シテ行クカ、或ハ生産
者ノ方ニ轉嫁シテ行クカト云フ問題ガ
其處ニ起ルノデアリマス、一般ノ場合
ニ於キマシテハ、大抵ノ商品ト云フモ
ノハ、商賣品デアリマスルガ故ニ、多
少ノ利潤ヲ見テ賣ツテ居ルノガ當然デ
アリマス、故ニ關稅率ヲ或ル程度上ゲ
マシテモ、或ハ新設致シマシテモ、其
全部ガ消費者ニ轉嫁スルモノトハ思ツ
テ居リマセヌ、一部分ハ舊來ノ利潤ヲ
引下ゲルコトニ依ツテ生産者ガ自ラ負
担スルト云フ傾向ガ起ルノデアリマ
ス、其「バーセンテージ」ガドウナルカ
ト云フコトハ中々判斷スルコトハ出來
マセヌ、ヤツテ見タ結果デナケレバ分リ
マセヌガ、一圓五十錢稅率ヲ上ゲテモ
其品物ガ一圓五十錢必ズ上ルカト云フ
ト、サウデハナイト思ヒマス、或ハ七
十錢、場合ニ依ツテハ三十錢位上ルト云
フノガ普通ノ狀態デアリマス、而シテ
人絹ノ場合ヲ考ヘマスルト、ソレハ今

日本ノ敵トナツテ居ル人絹ハ伊太利ノモノガ大部分デアリマス、而シテ伊太利ノ人絹ガ果シテドノ位ノ利潤ヲ得テ日本ニ賣ツテ居ルノカト云フコトヲ考察スル必要ガ勿論アルト思ヒマス、其點ニ於テ伊太利ノ人絹ノ生産費ヲ知ル必要ハゴザイマス、然ラザレバ、此關稅率ガ生産者ニ轉嫁シテ行クノカ、生産費ヲ知ルニアラザレバ要スルニ分リマセヌガ、併ナガラ伊太利ノ人絹ヲ造ツテ居リマス「スニア」工場トカ色々ノ工場ノ業績ト云フヤウナモノ、又伊太利ニ於ケル景氣、或ハ歐洲ニ於ケル景氣ト云フヤウナモノヲ考ヘ、又其會社ガ伊太利ノ内地ニ賣ツテ居ル値段、サウ云フヤウナ色々ナ事情ヲ考察致シマスト、日本ニ持ツテ來テ居ル伊太利ノ絲ハ利潤ヲ得テ居ナイト云フコトハ推斷シテ誤ラナイト思フノデアリマス、寧ロ内地ニ於ケル「オーバー、プロダクション」ヲ整理スル爲ニ、内地ノ方デハ相當ノ儲ヲシテモ其利潤ヲ割イテモ、外國ノ方ヘ或量ヲ捌イテ居ルト云フノガ實情デハナイカト考ヘマス故ニ、此場合關稅率ヲ新設致シタトシマシテモ、ソレダケノ價格ハ客觀的ニ考ヘマスレバ、生産者ノ方ヘ轉嫁セズニ、消費者ノ方ニ轉嫁スベキ性質ヲ持ツテ居リマス、故ニ上ゲタダケ——今日ハ下ゲタ

ノデアリマスガ、上ゲタダケ其價格ガ高クナルノデアリマスカラ、ソレダケ日本ノ生産者ヲ保護スルト云フ實情ニ此人絹ニ付テハ陷ルト思フノデアリマス、併ナガラ此人絹ニ付テハ更ニモウツ考ヘナケレバナラヌコトガアリマス、今日百二十五圓百斤ニ付テ關稅ガ課ツテ居リマスガ、實際伊太利カラ日本ニ持ツテ來テ居ルノハ八十圓乃至九十圓ト云フ程度ノモノデアリマス、ソレガ日本ニ賣レテ居ル賣價ハソンナモノデハアリマセヌガ、ソレト同格ノ日本ノ絲ノ賣レテ居ル賣價ハ百三十圓カラ好イ時ハ百四十圓、惡イ時ハ百二十五圓ニナル、故ニ其差額ト云フモノハ僅カ三四十圓ニ過ギナインデアリマス、故ニ百二十五圓ノ關稅ガ課ツテ居ルガ、實際關稅トシテ働イテ居ル部分ハ三四〇圓ニ過ギナイト云フ狀況デアリマス、故ニ此度之ヲ七十圓ニ下ゲタカラト申シマシテ、三四十圓シカ實際働イテナイ、場合ニ依ツテ五十圓六十圓位動ク場合モアリマセウガ、ソレヲ七十圓ニ下ゲルコトハナイガ故ニ輸入ノ増減ハナイト思ツテ居リマス、而シテ伊太利ノ生産費ハ正確ナコトハ昨日申上ゲマシタ通りニ分リマセヌガ、先づ日本ノ生產費ニ近イモノト云フコトハ、是ハ工

業界一般ノ御方々ノ常識カラモ、亦吾吾ノ方ニ居リマスサウ云フ専門ノ技術日本ノ生産者ヲ保護スルト云フ實情ニ此人絹ニ付テハ陷ルト思フノデアリマス、併ナガラ此人絹ニ付テハ更ニモウツ考ヘナケレバナラヌコトガアリマス、今日百二十五圓百斤ニ付テ關稅ガ課ツテ居リマスガ、實際伊太利カラ日本ニ持ツテ來テ居ルノハ八十圓乃至九十圓ト云フ程度ノモノデアリマス、ソレガ日本ニ賣レテ居ル賣價ハソンナモノデハアリマセヌガ、ソレト同格ノ日本ノ絲ノ賣レテ居ル賣價ハ百三十圓カラ好イ時ハ百四十圓、惡イ時ハ百二十五圓ニナル、故ニ其差額ト云フモノハ僅カ三四十圓ニ過ギナイト云フ狀況デアリマス、故ニ百二十五圓ノ關稅ガ課ツテ居ルガ、實際關稅トシテ働イテ居ル部分ハ三四〇圓ニ過ギナイト云フ狀況デアリマス、故ニ此度之ヲ七十圓ニ下ゲタカラト申シマシテ、三四十圓シカ實際働イテナイ、場合ニ依ツテ五十圓六十圓位動ク場合モアリマセウガ、ソレヲ七十圓ニ下ゲルコトハナイガ故ニ輸入ノ増減ハナイト思ツテ居リマス、而シテ伊太利ノ生産費ハ正確ナコトハ昨日申上ゲマシタ通りニ分リマセヌガ、先づ日本ノ生產費ニ近イモノト云フコトハ、是ハ工

業界一般ノ御方々ノ常識カラモ、亦吾吾ノ方ニ居リマスサウ云フ専門ノ技術日本ノ生産者ヲ保護スルト云フ實情ニ此人絹ニ付テハ陷ルト思フノデアリマス、併ナガラ此人絹ニ付テハ更ニモウツ考ヘナケレバナラヌコトガアリマス、今日百二十五圓百斤ニ付テ關稅ガ課ツテ居ルガ、實際伊太利カラ日本ニ持ツテ來テ居ルノハ八十圓乃至九十圓ト云フ程度ノモノデアリマス、ソレガ日本ニ賣レテ居ル賣價ハソンナモノデハアリマセヌガ、ソレト同格ノ日本ノ絲ノ賣レテ居ル賣價ハ百三十圓カラ好イ時ハ百四十圓、惡イ時ハ百二十五圓ニナル、故ニ其差額ト云フモノハ僅カ三四十圓ニ過ギナイト云フ狀況デアリマス、故ニ百二十五圓ノ關稅ガ課ツテ居ルガ、實際關稅トシテ働イテ居ル部分ハ三四〇圓ニ過ギナイト云フ狀況デアリマス、故ニ此度之ヲ七十圓ニ下ゲタカラト申シマシテ、三四十圓シカ實際働イテナイ、場合ニ依ツテ五十圓六十圓位動ク場合モアリマセウガ、ソレヲ七十圓ニ下ゲルコトハナイガ故ニ輸入ノ増減ハナイト思ツテ居リマス、而シテ伊太利ノ生産費ハ正確ナコトハ昨日申上ゲマシタ通りニ分リマセヌガ、先づ日本ノ生產費ニ近イモノト云フコトハ、是ハ工

| |
|---|
| <p>ノモ相當含ンデ居ルト考ヘテ居リマス ○永田委員長 一寸御待下サイ、委員長カラ一寸申上ゲマス、只今岡田サンニ大變叱ラレマシテ、一昨日モ岡田サンカラ議事進行ノ議論ヲ戴イテ居リマス、今ノ櫛部君ノ御發言ヲ止メマシタノモ、議事進行ニ對スル發言ノ求メガ前ニ在リマシテ、ソレヲ抑ヘテ居リマシタ、サウシテ一方大藏大臣ガ先程申上ゲマシタ通リ一時ニキッカリ約束シテ居ルカラト云フコトモ含ンデ居リマスシ、大藏大臣モ逃ゲテシマフノデハナイ、必ズ歸ツテ來ラレルト云フコトヲ委員長ハ承知シテ居リマシタカラ、ソレデ檜部君ノ發議ニ應ジマシテ、サウシテ私ハ岡田サンニアレカラ御相談ハ逃ゲ口辯デハアリマセヌ、私ハ此委員會ヲ預ツテ居ル間ハ、御覽下ツ方ハ御諒解下サルト思ヒマスガ、岡田サンニ御相談申上ゲヨウト思ツテ居ッタ、ソコデ大變早ク御立腹ナヌタモノデスカラツイ行違ニナリマシテ甚ダ相濟ミマセヌガ、大藏大臣モ私ガ當時豫想シタ通リ直ニオイデ下サツテ居リマス、餘リ委員長ハ駆引ハナイト云フコトハ御諒解ガ出來ルト思ヒマス、ドウゾ悪カラズ</p> |
| <p>テ戴イタコトハ質問ノ成功ダト考ヘテニ大變叱ラレマシテ、一昨日モ岡田サンカラ議事進行ノ議論ヲ戴イテ居リマス、今ノ櫛部君ノ御發言ヲ止メマシタス、ソレガ私ノモ、議事進行ニ對スル發言ノ求メガ前ニ在リマシテ、ソレヲ抑ヘテ居リマシタ、サウシテ一方大藏大臣ガ先程申上ゲマシタ通リ一時ニキッカリ約束シテ居ルカラト云フコトモ含ンデ居リマスシ、大藏大臣モ逃ゲテシマフノデハナイ、必ズ歸ツテ來ラレルト云フコトヲ委員長ハ承知シテ居リマシタカラ、ソレデ檜部君ノ發議ニ應ジマシテ、サウシテ私ハ岡田サンニアレカラ御相談ハ逃ゲ口辯デハアリマセヌ、私ハ此委員會ヲ預ツテ居ル間ハ、御覽下ツ方ハ御諒解下サルト思ヒマスガ、岡田サンニ御相談申上ゲヨウト思ツテ居ッタ、ソコデ大變早ク御立腹ナヌタモノデスカラツイ行違ニナリマシテ甚ダ相濟ミマセヌガ、大藏大臣モ私ガ當時豫想シタ通リ直ニオイデ下サツテ居リマス、餘リ委員長ハ駆引ハナイト云フコトハ御諒解ガ出來ルト思ヒマス、ドウゾ悪カラズ</p> |
| <p>テ戴イタコトハ質問ノ成功ダト考ヘテニ大變叱ラレマシテ、一昨日モ岡田サンカラ議事進行ノ議論ヲ戴イテ居リマス、今ノ櫛部君ノ御發言ヲ止メマシタス、ソレガ私ノモ、議事進行ニ對スル發言ノ求メガ前ニ在リマシテ、ソレヲ抑ヘテ居リマシタ、サウシテ一方大藏大臣ガ先程申上ゲマシタ通リ一時ニキッカリ約束シテ居ルカラト云フコトモ含ンデ居リマスシ、大藏大臣モ逃ゲテシマフノデハナイ、必ズ歸ツテ來ラレルト云フコトヲ委員長ハ承知シテ居リマシタカラ、ソレデ檜部君ノ發議ニ應ジマシテ、サウシテ私ハ岡田サンニアレカラ御相談ハ逃ゲ口辯デハアリマセヌ、私ハ此委員會ヲ預ツテ居ル間ハ、御覽下ツ方ハ御諒解下サルト思ヒマスガ、岡田サンニ御相談申上ゲヨウト思ツテ居ッタ、ソコデ大變早ク御立腹ナヌタモノデスカラツイ行違ニナリマシテ甚ダ相濟ミマセヌガ、大藏大臣モ私ガ當時豫想シタ通リ直ニオイデ下サツテ居リマス、餘リ委員長ハ駆引ハナイト云フコトハ御諒解ガ出來ルト思ヒマス、ドウゾ悪カラズ</p> |
| <p>テ戴イタコトハ質問ノ成功ダト考ヘテニ大變叱ラレマシテ、一昨日モ岡田サンカラ議事進行ノ議論ヲ戴イテ居リマス、今ノ櫛部君ノ御發言ヲ止メマシタス、ソレガ私ノモ、議事進行ニ對スル發言ノ求メガ前ニ在リマシテ、ソレヲ抑ヘテ居リマシタ、サウシテ一方大藏大臣ガ先程申上ゲマシタ通リ一時ニキッカリ約束シテ居ルカラト云フコトモ含ンデ居リマスシ、大藏大臣モ逃ゲテシマフノデハナイ、必ズ歸ツテ來ラレルト云フコトヲ委員長ハ承知シテ居リマシタカラ、ソレデ檜部君ノ發議ニ應ジマシテ、サウシテ私ハ岡田サンニアレカラ御相談ハ逃ゲ口辯デハアリマセヌ、私ハ此委員會ヲ預ツテ居ル間ハ、御覽下ツ方ハ御諒解下サルト思ヒマスガ、岡田サンニ御相談申上ゲヨウト思ツテ居ッタ、ソコデ大變早ク御立腹ナヌタモノデスカラツイ行違ニナリマシテ甚ダ相濟ミマセヌガ、大藏大臣モ私ガ當時豫想シタ通リ直ニオイデ下サツテ居リマス、餘リ委員長ハ駆引ハナイト云フコトハ御諒解ガ出來ルト思ヒマス、ドウゾ悪カラズ</p> |

國ニ出セバ、日本ノ工業ガ發達スルト
斯ウ言ハレタガ、是ハ私ハ非常ニ根柢
ニ於テ間違ツタ議論ダト思ヒマス、何故
ナラバ「ダンビング」ノ品物ヲ持ツト
云フコト程不安ナコトハナイト思フ、
日本内地ノ事業ガ安定出來テ、製品ヲ
安ク生產シ、競爭出來ルト云フコトニ
ナレバ安心出來ルガ、アナタハ「ダン
ビング」ガ有ルカ無イカ分ラヌト仰シ
ヤルガ、兎ニ角伊太利ノ内地ノ値段ニ
比ベレバ非常ニ安イカラ一種ノ「ダン
ビング」ト言ハナケレバナラヌ、其「ダン
ビング」ナルモノヲ賴ツテ段々ヤッテ
居ル間ニ、若シ其關稅ノ影響ヲ被ツテ
日本内地ニズンヽ「ダンビング」ガ
來、更ニ關稅ガ安クナツタニ乘ジテ、一
方ハ益、原價ヲ下グテ「ダンビング」ガ
來ルコトニナレバ、日本ノ人絹ノ工業
ハ非常ニ打擊ヲ被ルヂヤナイカ、古イ
舊式ノ機械ナドヲ持ツテ居ルモノガ假
ニアレバ、其モノハ直グ倒レルヂヤナ
イカ、サウシテ日本内地ノ折角完全ニ
發達シツ、アルモノヲ弱メテマデ、日
本ノ市場ニ織物ヲ賣ルト云フコトハ、
是亦間違ツタ考デハナイカト思ヒマス、
宜シク内地ノ人絹ハモット保護シテ、指
導サレルナラバ指導シテ、政府ノ方デ
産業ノ合理化ヲスルナラバシテ、ソレ
ヲ以テ發達ヲ圖ツテ行カレルガ宜イ、何
モ統計ヲ示サナイデモ常識ニ訴ヘ、商

品ノ状態ニ訴ヘテ、サウシテ安定サシ
テ行カナケレバ完全ナコトハ出来ナイ、
織物ノ關稅ナドヲ下ゲル、頭カラ冷水
ヲ浴セテ、不安定ニ置クト云フコトハ、
其心持ダケデモ非常ニ私ハ業界ノ發展
ヲ阻害スルモノト存ジマス、此點ニ付
テ多少意見ニ亘リマスケレドモ、議論
ノ要點デアリマスカラ大藏大臣カラ御
答辯ヒタイト思ヒマス

○井上國務大臣 岡田君ハ伊太利ノ絹絲ノ値段ヲ「ダンピング」ト稱セラレマスガ、果シテ「ダンピング」デアルヤ否ヤ、今日ハ斷定ガ付キマセヌガ、併ナガラ若シ岡田君ノ言ハレルヤウニ、伊太利ノ内國相場ガ一圓十五錢デアツテ、日本ヘ來テ百封度七十五圓デ賣ルサヘ安イノニ、此上相當大キナ值下リガ來マシタナラバ、ソレハ議論ナシニ「ダンピング」デアル、斯ウ云フコトノ確ニ斷定モ付クト思ヒマス、又サウ考ヘテ置イテ差支ナイノデアリマシテ「ダンピング」ト云フモノヲ、本當ニ計畫致シマシタナラバ、日本ノ關稅率ノ表ヲ御覽ニナリマスト、ドンナ物デモ防ぎ得ル關稅ノ率ハナイノデアリマス、ソレデアリマスカラ關稅ノ率ヲ定メマス時ハ、「ダンピング」ト「ダンピング」デナイモノトニシニ分ケテ考ヘマシテ「ダンピング」ノ品ハ「ダンピングロー」ノ箇條ヲ適用スルト斯ウ考

ヘルノデアリマス、併ナガラ今日ノ如キ經濟界ノ變動ノアル場合デアリマスカラ「ダンピング」以外ノ關稅ノ引下ニ於テ、相當ノ手加減ヲシテ、今日ノ如キ值下リノ甚シキ場合ニハ、ソレ相當ノ用意ヲシテ置クト云フコトハ當然ノ事デアリマシテ、此考ヲ以テ此關稅ヲ下ゲタノデアリマス、道理カラ仰セラレ、バ、關稅ヲ下ゲレバソレダケ日本ノ製造工業ガ脅威ヲ感ズルデハナイカト、斯ウ言ハル、ノハ道理デアリマス、併ナガラ實際ノ場合カラ言ヒマスト、私ハサウ考ヘマセヌ、不當ニ高イ此百二十五圓ト云フモノハ、恐ラク今カラ人造絹絲ノ値段ガ何倍ト云フ頃ニ、從量稅ニ依ツテキメタ稅デアリマス、其後ニ段々日本ノ人造絹絲ガ下ツテ來テ、何分ノ一二ナリマシタ時ニ、此關稅ヲ考ヘマスト、今ノ經濟界ノヤウナ場合ト云フコトヲ考ヘマセヌケレバ、今少シ下ゲテモ宜イグラウト思ヒマス、私ハ先刻申シマス如ク、不當ナ關稅ハ出來ルダケ早ク整理ヲシテ行ク方ガ宜シイ、不當ナ關稅ノ蔭ニ隠レテ居ル工業モ澤山アルノデアリマス、ソレヲ必要ガアルカラト云ツテ、一時ニウント下ゲヨウト思ヒマス、後ニ取残サレタ工業ガ非常ニ困リマスカラ、少シヅ、下ゲテ行ツテ、理想ニ達スルコトガ私ハ本當ナコトダト考ヘテ居リマス

○岡田委員 不當ノ關稅ト仰セラレル
私ニハ分ラヌノデアリマス、何ガ不當カ
的ニ一寸申上ゲテ見マス、私ハ關稅ヲ
安クスルト云フコトハ、國內ノ國稅ヲ
安クスルト同ジ議論ニ御取リニナツテ
居リマスガ、ソレハ違フト思フ、關稅
ト云フモノト、國內デ之デ耐ヘ得ルカ
居リマスガ、ソレハ違フト思フ、關稅
ト云フモノト、國內デ之デ耐ヘ得ルカ
耐ヘ得ナイカト云フコト、ハ非常ニ違
フト思ヒマス、關稅ハ即チ外國トノ關
係ヲ見テ居ルノデアルカラ、何モ擔稅
力ガアルト云フノト一緒クタニ論ゼラ
レルコトハ申スマデモナク間違ツテ居
ル、ソコデ今、日本ヘ輸入致シテ居リ
マスルモノハドンナモノカト言ヒマス
ルト、價格ノ高イモノガ輸入サレテ居
ル、日本デ製造ニ便ナラザルモノガ輸
入サレテ居ル、此點ヲ考ヘナケレバナ
ラヌト思ヒマス、若シ此關稅ヲ下グマ
スルト云フト、日本ノ主要產物デアル
所ノ、何ト言ヒマスカ日本デ過去ニ多
ク出來テ居ル生絲、其モノニ向ツテ影響
ガアルト思ヒマスカラ私ハアナタノ仰
セノ如ク影響ガ少ナ、イトハ思ヒマセ
ヌ、丁度アナタノ御説ノ通り計算ヲシ
スルト、ソレニ對シテ輸入稅九十三圓
七十五錢掛ツテ居ツタ、今度ハソレヲ換
算スルト五十六圓二十五錢ニナルヤウ

デアリマスガ、五十六圓二十六錢ニナ
リマスト、輸入稅ヲ入レルト百三十一
圓二十五錢ニナリマス、日本ノ内地產
ト云フモノガ百二十圓、或ハ百二十五
圓、二十圓ト云フ安イモノヲ取リマス
ガ、其值開キト云フモノハ、僅ニ十一
圓二十五錢シカナイ、斯ウ云フモノニ
對シテ關稅ノ保護ハ、僅ニ百封度ニ付
テ十一圓シカナイ、斯ウ云フ曝シ物ニ
シテシマツタ、斯ウ云フヤウニ日本ノ主
要工業ヲ致シテ置イテ、「ダンピング」
ノ時ニナレバ、「ダンピング」ヲヤルト
云フコトハ、日本ノ主要工業ニ對シテ
無責任ト思フ、商工大臣ト雖モ無責任
デアル、モット是ハ深刻ニ考ヘナケレバ
ナラヌカト思ヒマスガ、如何デゴザイ
マスカ

是ハ相當高イモノデアル、斯ウ御考下
ニ計算サセ マシタモノヲ申上ゲマス
伊太利ノ人造絹絲ノ日本ノ百斤ノ値段
ヲ御計算デシタガ、一寸茲ニ政府委員
ト、百斤ノ値段ガ假ニ伊太利ノ値段ヲ、
アナタノ言ハレル七十五圓トシテ、ソ
レニ四圓ノ陸揚貨銀ヲ加ヘテ七十九圓
トシタ、日本ノ港先ニ著イタ時ノ陸揚
料ヲ四圓五十錢ト吾々ハ見テ居リマス
ガ、ソレヲ四圓ト見テ七十九圓、ソレ
ヲ百斤ニ直シマス爲ニ百三十二ヲ掛ケ
ル、サウスルト云フト、其裸相場ガ百
四圓ニナリマス、ソレニ七十五圓ト云
フ今度下ゲタ關稅ヲ課ケルト、百斤ノ
伊太利ノ人造絹絲ノ値段ハ百七十九
圓、今日本内地ノ人造絹絲ヲ賣ッテ居ル
モノガ大概百二十五圓カラ百三十圓、
斯ウ云フコトニナツテ居リマス

○井上國務大臣 岡田サンニ御答致シ
マス、封度ニシマスト原價ガ七十五圓。
ソレニ諸掛、所謂陸揚料ヲ四圓五十錢
ト見、百封度ノ稅金ヲ五十六圓七十錢
ト見マスト、百三十六圓二十錢、サウナ
リマス

○岡田委員 分リマシタ、百三十六圓
二十錢ト致シマシテ、ソレニ相當スル
内地ノ絲ノ値段ハドノ位ニナリマスカ
○井上國務大臣 百封度大概百二十五
圓、サウ見テ宜シイト思ッテ居リマス
○岡田委員 百封度ソレ位デアリマセ
ウ、サウシマスト、七十五圓ニ、諸掛
ヲ四圓五十錢ヲ御入レニナリ、ソレニ
關稅ヲ御入レニナッテ百三十六圓二十
錢、内地ノ値段ハ百二十五圓ト致シマ
スト、其値開キハ十一圓二十錢、十一
圓二十錢ダケハ關稅ノ保護ヲ受ケテ居
ルト云フコトニナル、僅カ十一圓二十
錢位ノ値開キデ以テ、關稅ノ保護ヲ與
スモノデアル、斯様ニ私ハ斷定スルモ
ノデアリマス、私ガ遺憾ニ思フノハ、
此値開キ等ニ對シテ餘リ御研究ニナッ
テ居ラヌヤウニ思ヒマス、是デハ非常
ニ不安デハアリマセヌカ、モウ少シ深刻ナ
ル御調ヲナサッタ上デ御提案ニナルベ

レカノデハナカラウカト思ヒマス、ソ
タイノデアリマスガ、木材ノ關稅ヲ御
引上ニナッタ、此前ノ政友會内閣ノ時
ニ、木材ノ關稅ヲ上ゲマシタ、其時ノ
目標ト云フモノハ、之ヲ以テ、林道ヲ
造リ或ハ其他ノ施設ヲ致シテ、民間ノ
林業ト云フモノノ發達ニ主トシテ用ヰ
ルト云フコトノ豫算ニナッテ居ツタノデ
アリマスガ、其後如何様ニ之ヲ御用ヒ
ニナッテ居リマスカ、又今回ノ五十萬
圓ノ木材關稅ニ付テノ利用ハ、ドウナッ
テ居リマスカ、ソレヲ簡明ニ御答願ツテ
置キタインデアリマス

スルト、昨年、一昨年度ニ於テ、横濱ニ二十萬桶溜タタノモ、或ハ内地使
用量ガ減タタ、即チ人造絹絲ガ殖エタカラ、天然絹絲ガ減タト云フコトモ確ニ
一ノ原因デアラウト考ヘテ居リマス、隨テ日本内地ニ於テ消費致シマス
人造絹絲ハ今後殖エテ、天然絹絲需用
ノ範圍ヲ侵蝕スルト云フコトガ當分ア
リハセヌカト考ヘテ居リマス、併シ人
造絹絲ガ「モスリン」ノ範圍ヲ侵シテ
行ツテ、今日「モスリン」ノ需用ガ非常
ニ減タタモノト見ルト、必シモ生絲ノ範
圍ダケデナイカモ知レマセヌガ、此數
字ノ根據ガアリマセヌケレドモ、サウ
云フ風ニ自分ハ考ヘテ居リマス
○**加藤委員** 只今伺ヒマスト、數年前
ニ外國人ノ御意見ヲ徵サレタヤウニ伺
ヒマス、内地ニ付テ意見ヲ御徵シニナッ
タコトガゴザイマスカ
○**井上國務大臣** 私ハ直接話ハ度々聞
キマスガ、外國人ノ意見ヲ徵シテ、徹
底的ノ調査書ヲ取リマシタコトハアリ
マセヌ、但シ官邊其他生絲ニ非常ニ詳
シイ人ニ、其道ノ話ハ聞イタコトガゴ
ザイマス
○**加藤委員** 只今ノ御説明ヲ伺ツテ見
マスト云フト、天然絹絲ハ、人造絹絲
ノ價格ノ影響ヲ受ケルモノト大藏大臣
ハ御認ノヤウデアリマス、隨テ昨年橫
濱市場ニ於ケル——横濱竝ニ神戸市場

ニ於ケル二十萬梶ノ生絲ノ滯貨ガ出來
ク、其内十萬梶ト云フモノハ、即チ人
造絹絲ノ影響ヲ受ケタモノト認メル、
斯様ナ仰セデゴザイマス、是ハ枝葉ニ
ナリマスケレドモ、序デアリマスカラ
御尋ヲ致シテ置キタイ、曾テアナタハ
世界ノ不況ト、之ニ對スル國民ノ覺悟
ト云フ題デ著書ヲ御出シニナリマシ
タ、私共モ一部頂戴致シマシタコトニ
付テ、此席上ヨリ御禮ヲ申上ゲテ置キ
マス、其著書ノ中ニ二十萬梶ノ滯貨ノ
出來タノハ、十萬梶ハ只今仰セノヤウ
ニ、即チ内地ノ生產過多デアル、ソレ
カラ他ノ十萬梶ハ是ハ米國ノ不況ノ爲
メデアルト、斯様ニ仰セラレルノデア
ルガ、其内地ノ生產過多ト云フコトハ
人造絹絲ノ影響カラ來タ生產過多デア
ルト申サル、ノデアルカ、或ハ他ノ原
因カラ來タノデアルト云ハル、ノデア
ルカ、之ヲ伺ヒタイ、尙ホ二十萬梶ノ
滯荷生絲中十萬梶ハ内地ノ生產過多デ
アルシ、他ノ十萬梶ハ亞米利加ノ不況
ノ爲メデアルト云フコトノ御斷定ハ、
一體何處カラ出タモノデアルカ、何處
ヲ根據ニシテ左様ナコトヲ仰シャルノ
デアルカ、餘計ナ御説明ハ伺ハンデモ
宜イ、委員長モ急イデ居ラル、ヤウデ
アルカラ成ルベク簡明直截ニ御答辯ヲ
戴キタイ

テ居リマセヌガ、丁度昨年——一昨年
デアリマスガ、昭和四年度ノ生絲ノ生
産量ハ、十梱程内地デ餘計生産シテ居
リマス、ソレカラ亞米利加ニ輸出サレ
タ量ガ、其前年ニ比較致シマスト十萬
梱減ツテ居リマス、ソレヲ私ハ指シテ申
シタノデアリマス、キッチリソレガ十萬
梱デアリマシタカ、十萬何千梱デアリ
マシタカ、大凡ノ數字デサウ吾々ハ計
算シテ居リマス

ハ、先刻申シマスル如ク數字ニ根據ガアル譯デハアリマセヌケレドモ、私ハ確ニ人造絹絲ヲ用ユル爲ニ多少ヅ、天然絹絲ハ其範圍ヲ侵サレヤセヌカト虞レテ居リマス、此問題ハ昭和四年度デアリマスケレドモ、昭和五年度ノコトヲ考ヘテ見ルト、確ニ人造絹絲ノ織物ハ外國行ダケデハナイ、内地需要ノ織物ニモ可ナリ使ハレテ居リマス、アレヲ考ヘマスト、外國ノヤウニ天然絹絲ト共ニ殖エルカ、或ハ人造絹絲ガ天然絹絲ノ範圍ヲ侵スカト云フト、是ハ兩方アリマセウ、アリマセウガ、人造絹絲ガ天然絹絲ノ範圍ヲ確ニ私ハ消費ノ上カラ言ヘバ侵スモノト虞レテ居リマス

定メシ的確ナル數字ノ調査ガ出來テ居ラネバナラヌト思フ、又織物稅ノ關係カラ言ツテモ、其調査ガ出來テ居ルニ違ヒナイ、例ヘバ是レノノ絹織物產地デハ、昭和元年ニ天然絹絲ヲドノ位用ヒテ居タノガ昭和五年ニハドノ位用ヒルヤウニナツタトカ、人造絹絲ガ昭和元年ニハドノ位用ヒラレテ居タノガ、五年ニハドノ位用ヒラル、ヤウニナツタトカ云フ調査ハ必ズアルニ相違ナイト思フノデアリマス、此事ハ私ノ質問ノ前提トシテ必要ナ數字デアリマスカラ一ツ伺ヒタイ

○井上國務大臣 只今手許ニ生產量ハ持ツテ居ラナイヤウデアリマスガ、私ノ申スコト、加藤サンノ御尋ニナルコトハ違ヒマスカラ正シテ置キタイト思ヒマス、私ハ日本ノ天然絹絲ノ生產量ガ、昭和四年ハ昭和三年ヨリ九萬何千桶殖エテ居タ、ソレカラ一方ニハ輸出量ガ十萬四千桶減ツテ居タ、合計シテ丁度二十萬桶停滯スル、斯ウ議論シタノデアリマスガ、加藤君ノ御尋ハ生産ハソレデ宜シイガ、消費ハ天然絹絲ト人造絹絲ガドウ云フ風ニナツテ居カ、斯ウ云フコトデアリマスガ、其事柄ハ、横濱ニ停滯シタ二十萬桶ノ説明トハ別ニナリマス

○加藤委員 私ハ其生產量ノミニ付テ御認メアリマスカ

○井上國務大臣 一寸御尋ヲ致シマスガ、價格ノ上カラト云フノハ、人造絹絲モ、アナタノ意見ト違ヒマスガ、ソレ

ヲ議論シテ居リマスト長時間ヲ要シマスカラ今ハ御尋致シマセヌ、アナタハ昨年二十萬桶ノ内地ノ生絲ガ餘ツタガ、其中十萬桶ハ亞米利加ノ不況ノ結果デアルト仰シャル、是ハ洵ニ思切ッタ断定デアルト、私共ハ徹頭徹尾承服スルコトガ出來ナイ、併シ之ハ前ニモ申シマシタヤウニ、此事全體ニ付テノ質問ハ今ハ致シマセヌガ、唯私ノ御尋シナケレバナラヌコトハ、詰リ内地ノ生產過多ト申サルル十萬桶中ノ幾分ト云フモノガ、人造絹絲ノ關係デアルト仰シャル、而シテ其人造絹絲ガ輸出織物ニモ亦内地向ノ織物ニモ使用サル、ト云フ處カラ、斯ク申サル、以上ハ、必ズヤ數字的ノ御調べガナケレバナラヌト思フ、之ハ又租稅ノ關係カラ申シテモ、ソレヲ私ハ伺ヒタ、昨年ハ不景氣ノ影響ヲ受ケマシドモ、只今其調査ガナケレバ宜シクアソレヲ私ハ伺ヒタイト思ヒマシタケレ織物ニモ、併ナガラ先刻カラ申シマス如ク、人造絹絲ノ大部分ハ織物ニ拂ヘテ織物ニ輸出シテシマヒマス、隨テ人造絹絲ガ高ケレバ、外國ノ輸出ハ減リマス、ソレデ成タケ人造絹絲ハ今日ハ安ス、ソレデナラヌ、外國ニ輸出シテシマヒマス、ソレナラノハ當然デアリマス、ソレナラバ今關稅ヲ茲ニ引下グマシテモ、日本内地ノ人造絹絲ノ相場ヨリモ、伊太利カラ來ル非常ニ安イト云フ價格ニ對シマシテモ、下ゲタ關稅ヲ取リマシテモ、先刻茲ニ申シマス如ク、百封度百三十六圓ト云フコトニナリマスト、内地ノ人造絹絲ヲ内地デ賣ツテ居ルヨリ

モ高ウゴザイマス、デアリマスカラ加藤君ノ仰シヤラレルコトハ、今日ノ實際ノ事情ニハ當倅ラナイト考ヘテ居リマス
○加藤委員 實際ニ當倅ラヌトハ、ドウ云フ點カラ仰シヤルカ知リマセヌガ、成程一面ノミヲ見テハイケナイ、更ニ他ノ半面モ見ナケレバナラヌコトハ言フマデモアリマセヌ、今關稅ヲ引下ゲタカラトテ、直ニドレダケ日本ノ蠶絲業ニ影響スルカ、人造絹絲ノ大部分ハ織物ニシテ外國ニ輸出スルノデアルカラ、關稅ヲ引下ゲテモ、日本ノ蠶絲業ニハ影響セヌカノヤウニ仰シヤルヤウデアリマスガ、ソレハ先刻アナタモ御認メノ通り、内地織物ガドン／＼絹絲ヲ使ツテ居ルコトハ明カナ事實デアリマス、此方ノ専門家デ居ラル、所ノ飯塚君モ此處ニ居ラレマスガ、私ガ二三ノ絹織物產地デ調べタ所ニ依リマスト、最近十年間ニ於キマシテハ、人造絹絲ノ使用高ハ、今カラ十年前比較シ、殆ド十倍以上ニナツテ居リマス、即チ從來内地ノ生絲ヲ消費シタ者ガソレヲ止メテ、人造絹絲ヲドン／＼使ツテ居ル、是ハ即チ値ガ安いカラ使フノデアッテ、ソレダケ内地ノ生絲ガ賣レナイコトニナルノデアリマス、ソレハ私ガ説明スルマデモナク御承知ノコトデ、我邦ノ生絲ノ八割ハ外國ヘ出テ居ル、殘

リノ二割ガ即チ内地用トシテ消費セラ
レルノデアリマス、所デ此二割ガ、今
ヤ人造絹絲ノ爲ニ影響ヲ受ケ現ニ私ノ
調ベタ絹織物產地デハ、殆ド今日デハ
生絲ノ半分位ハ人絹ノ爲ニ驅逐サレテ
居ルト云フヤウナ狀況デアリマス、是
ガ影響ガナイトハ決シテ言ハレマスマ
イ、之ハ固ヨリ值ノ上ノ競争カラ來テ
居ル、所ヘ持ツテ來テ、更ニ關稅ヲ引下
ゲテ、其安イ人絹ヲ入ルト云フコト
ニナレバ、尙ホ一層内地用ノ生絲ガ影
響ヲ受ケナケレバナラヌコトハ明カナ
事實デアル、之ヲ實際ニ嘗餌ラヌ議論
ト仰シヤルノハ、甚ダ怪シカラヌコト
デアル、私ハ實際カラ割出シテ申上げ
テ居ルノデアル、今日横濱市場ノ絲價
ノ上ラヌト云フコトハ、色々ノ原因ノ
アルコトハ申ス迄モアリマセヌ、併シ
其原因ノ一つヲ申シマスレバ、内地ノ
地遣絲ガ以前ノヤウニ消費セラレナイ
ト云フコトモ非常ナ影響ノアルコトヲ
忘レテハナリマセヌ、例へバ横濱ニ於
テペケニナッテ地遣絲トナッテ地方ヘ廻
ハサレル、ソレガ内地ノ消費ガ盛ンデ
アレバ、横濱デ賣レナイモノモ地遣用
ニ連レラレテ相當ニ維持スルコトガ出
來テ居タノデアリマス、所ガ人絹ノ爲
ニ生絲ノ地遣消費ガ衰ヘレバ、其又生

「委員長退席、樺部理事著席」
サウ云フ所へ、更ニ人造絹絲ノ輸入稅
ヲ百封度ニ對シテ五十圓モ引下ゲテ、
モット安イモノヲ使ハセヤウトスルコ
トハ、勢ヒ内地用ノ生絲ニ非常ナ脅威
壓迫ヲ與ヘルコトニナルト云フコトハ
明カナ事實デアル、是ハ決シテ机上ノ
空論デハアリマセヌ、萬事アナタハ御
承知ニナツテ居ッテ、所謂アナタノ仰シ
ヤル一面ダケヲ見テ左様ナ大膽ナコト
ヲナサルト云フコトハ、我邦ノ蠶絲業
ハドウデモ宜イト云フコトデナケレバ
出來ナイコトト思ヒマス、此點ニ付テ
大藏大臣ハドウ御考ヘデアリマスカ
○井上國務大臣 加藤サンノ言ハレル
コトニ對シテ、敢テ私ハ反對ハ致シマ
セヌケレドモ、是ハ人造絹絲ノ生產費
ガ段々下リマシテ、只今ノ人造絹絲百
斤ニ付テ百二十五圓ノ關稅ヲキメタ時
ハ、百斤四百何十圓致シテ居ッタガ、今
日ハ段々下ツテ來テ百二十五圓位ノ内
地ノ相場ニナツテ居リマス、伊太利ノ絲
ヲ今度下ゲタ關稅カラ申シマスト、百
封度百三十六圓デアリマシテ、既ニ今

以上ニ、日本ノ人造絹絲ノ値段ヲ入レルヨリ
ノデアリマス、サウ云フコトデアリマ
スカラ、只今加藤サンノ言ハレルヤウ
ナコトハ天然絹絲ヲ日本ダケデ需用ヲ
殖ヤスヤウニ高クシヨウ、即チ之ヲ維
持シテ行カウト言ツテ、人造絹絲ノ値段
ヲ高ク致シマシテモ、外國トノ輸出ノ
關係デ到底永久ニ其政策ハ維持出來ヌ
ト私ハ考ヘテ居リマス、アナタノ言ハ
レルノハ天然絹絲ガ非常ニ此頃安イカラ
ラ、十ノ中ノ二シカ内地デ使ハナイ天
然絹絲ガ非常ニ需用ガ減ツタカラ、ソコ
デ人造絹絲ノ値段ヲ高ク持ツテ行ク、成
程サウ致シマシタナラバ、多少ノ天然
絹絲ノ需用ノ減ルノヲ防ギ得マス、併
ナガラ人造絹絲ノコトヲ考ヘテ見マス
ト、是ハ既ニ眼ノ前ニアル事實ガ百二
十五圓デ賣リマスガ、其中ニハ相當ノ
儲ヶヲ入レテ居ルノデアリマス、サウ
シテ先刻委員ノ中カラ御尋ノアリマシ
タ如ク、殆ド日ニニ改良進歩シテ、
ハレルヤウナコトガ正シイトシテモ、
生産費ハ非常ニ下リツ、アルノデアリ
マス、ソレデアリマスカラ加藤君ノ言
ハレルヤウナコトガ正シイトシテモ、
私ハ是ハ餘程ムツカシイ政策デ、困難
ナコトデアリマス、殆ド不可能ト言ツテ
モ宜カラウ、又非常ナ弊害モ來シマス、
ナゼカナラ關稅ニ拘ラズ、日本内地デ
捨ヘル人造絹絲ガ既ニ安イノデスカ

ラ、生産費ト云フモノハ世界ノ脅威ヲ
感ズルカラ、人造絹絲製造業者ハ日ニ
日ニ改善シテ安クシツ、アリマス、大
イニ安クナルベキ確信ガアルノデアリ
マス、私ハ加藤サンノ言ハレルコトニ
ハ少シモ反対ハシナイガ、全體ノ政策
カラ言フト、ソレハ私ハ一寸出來ナイ
ト思フ、效果ガ舉ラズトスウ考ヘテ居
リマス

○加藤委員 私ハ、天然絹絲ノ價額ト
云フモノガ單ニ人造絹絲ノミノ影響デ
アルトハ思ヘマセヌ、ソレニハ色々關
係ガアリマス、其事ハ能ク承知シテ居
リマス、併ナガラ今日内地用ノ生絲ト
云フモノハ言フ迄モナク坐繰生絲ガ非
常ニ多イ、其坐繰生絲ガ今日製絲家ノ
數カラ言ヒマスト、機械製絲ヲヤル者
ガ三千少シデアリマスガ、坐繰製絲ヲ
ヤル者ガ七萬以上モアルノデアリマ
ス、此坐繰製絲ヲヤル者ノ目的トスル
所ハ、即チ内地用即チ地遣用ノ生絲デ
アリマス、其地遣用ノ生絲ト云フモノ
ガ、人造絹絲ガ安イ爲ニ今日デハ頭ヲ
押ヘラレテ居ル譯デアリマス、其上更
ニ關稅ヲ撤廢シテヨリ安イ人絹——輸
入ノ途ヲ開クト、急激ニ詰リ内地用ノ
生絲ニ影響ヲ與ヘナケレバナラス、其
内地用ノ生絲ニ影響ヲ與ヘル結果ト云
フモノガ、引イテ横濱神戸ノ生絲市場
ノ上ニモ影響シテ將來日本ノ蠶絲業ノ

運命ニ大ナル關係ヲ持ツテ來ル、ソレガ
自然々々ニ來ルノト、急激ニ來ルノト
ハ大變ナソコニ違ガアル、此意味ニ於テ
ハ少シモ反対ハシナイガ、全體ノ政策
カラ言フト、ソレハ私ハ一寸出來ナイ
ト思フ、效果ガ舉ラズトスウ考ヘテ居
リマス

○井上國務大臣 只今御答申シマシタ
如ク、百斤百二十五圓ト云フ高イ關稅
ガアル時デモ、加藤サンノ言ハレル如
ク、人造絹絲ハ既ニ百封度百二十五圓
ニ下ツテ居リマス、サウシテ只今デモ、
仰シャラレル如ク天然絹絲ノ範圍ヲ侵
シテ行ツテ居ルコトハ確カデス、關稅ヲ
下ダマシテモ、下ダタ伊太利ノ一番安
イ値段ヲ取リマシテモ、百封度百三十
圓、斯ウ假ニ致シマシテ、今日ノ人造
絹絲ノ内地ノ相場ガ時々變リマスケレ
ドモ、先づ百二十五圓位ヲ上下ヲシテ
ドモ、今度ノ關稅ヲ下ダタ後ノ値段ヨリモ
利ノ絲ノ關稅ヲ下ダタ後ノ値段ヨリモ
居ルト云フ、斯ウ云フコトハ既ニ伊太
利ノ絲ノ關稅ヲ下ダタ後ノ値段ヨリモ
ナリマスカ、ソレヲ伺ヒタイト思ヒマ
ス、詰リ我國ノ蠶絲業ノ發達ノ上ニ付
テ、人造絹絲ハ影響スルモノデアルト
ニ付テ、ドウ云フ御考ヲ持ツテ御出デニ
ナリマスカ、ソレヲ伺ヒタイト思ヒマ
ス

○加藤委員 大藏大臣ニ此上質問スル
ト際限ガナイカラ、此程度ニシテ置イ
テ……

○櫛部委員長代理 板谷サンハ大藏大
臣ニアリマセヌカ

○板谷委員 宜シウゴザイマス、大藏
大臣カラ素氣ナイ御挨拶ヲ受ケマシタ
カラ忌避シマス

○加藤委員 商工大臣ニ御伺ヒ申上ゲ
何ニ獎勵シマシテモ、天然絹絲ニ多少
影響ハアツテモ、大シタ影響ハナイ、斯
ウ云フ御考デアリマスカ、全然影響ハ
ナイト云フ御考デアリマスカ改メテ同
ヒタイト思ヒマス

○儀國務大臣 今申上ゲマシタガ、餘
リ言葉ガ長クナツタカラ、或ハ要領ヲ得
ナカツタカモ知レマセヌケレドモ、多少ノ
影響ハ將來ニ於テアルデアラウト云

考ヘテ居リマス、意見ノ相違デハアリ
マスケレドモ、私ハ左様ニ考ヘテ居ル
ノデゴザイマス

○加藤委員 大藏大臣ハ宜シウゴザイ
マス、商工大臣ニ一寸……

○櫛部委員長代理 アナタノ方ト相談
ノ上デ、アナタノ質問時間ハ三十分ト
云フコトノ御話デアリマシタカラ、サ

ニ付テ私ハ大藏大臣ノ御考ナサルコト
ニ苦シンデ居ル内地ノ蠶絲業者ト云フ
モノガ、急激ニ此影響ヲ受ケナケレバ
ナラスコトニナルノデアルカラ、此點

ハ大變ナ間違デハナイカト斯様ニ考ヘ
ル次第デアリマス

○加藤委員 大藏大臣ニ此上質問スル
ト際限ガナイカラ、此程度ニシテ置イ
テ……

○櫛部委員長代理 板谷サンハ大藏大
臣ニアリマセヌカ

○板谷委員 宜シウゴザイマス、大藏
大臣カラ素氣ナイ御挨拶ヲ受ケマシタ
カラ忌避シマス

○加藤委員 商工大臣ニ御伺ヒ申上ゲ
何ニ獎勵シマシテモ、天然絹絲ニ多少
影響ハアツテモ、大シタ影響ハナイ、斯
ウ云フ御考デアリマスカ、全然影響ハ
ナイト云フ御考デアリマスカ改メテ同
ヒタイト思ヒマス

○儀國務大臣 今申上ゲマシタガ、餘
リ言葉ガ長クナツタカラ、或ハ要領ヲ得
ナカツタカモ知レマセヌケレドモ、多少ノ
影響ハ將來ニ於テアルデアラウト云

考ヘテ居リマスカ、商工大臣ニ改
メテ此點ニ付テ御伺ヒシテ見タイ

○加藤委員 現在ニ於テハドウデスカ
○儀國務大臣 現在ニ於テハサウ大シ

タ影響ハナイノデアリマス

○加藤委員 商工省トシテハ、此人造

絹絲ヲ出來ルダケ獎勵シヨウト云フ御
考ガアルカドウカ、又天然絹絲其モノ

ニ付テノ獎勵ニ付テハドウ云フ御考ヲ

持ッテ居リマスカ、ソレヲ伺ヒタイ

○儀國務大臣 人造絹絲ハ御承知ノ通

リ世界的ノ工業デアリマス、コチラガ

餘リ之ニ對シテ生産ニ油斷ヲスルト云

フト、他處ノ國カラ其製品ガ入ッテ來ル

ト云フ虞ガアリマス、或ル程度迄ハ增

産ヲ獎勵ヲシテ、寧ロ入ルノデハナク

テ、反対ニ出シテ行ク、原絲トシテモ

出シテ行キ、織物トシテモ出シテ行ク

位ニシナケレバナラヌト思ヒマス、天

然絹絲ニ付テハ、是ハ私ガ御答シマセ

ヌデモ、農林大臣ノ方カラ御答ニナッテ

居ルコト、思ヒマスガ、商工省ト致シ

マシテモ、是ハヤハリ相當ニハ獎勵シ

マセヌケレバ、我國ノ貿易ノ太宗トナッ

テ居ル位置カラ考ヘテ見マシテモ、農

家ノ副業ノ點カラ考ヘテ見マシテモ、

レバナラヌト云フ御言葉デアリマスル

ガ、ソレニ付テ私ハ商工省トシテハ、

天然絹絲ヲ何處マデモ獎勵シテ行カナ

ケレバナラヌト云フ御考デアルカドウ
カト云フコトヲ實ハ御伺ヒ致シタイト

云フノハ外デモアリマセヌガ、御承知

ノ如クニ二十萬桶ノ生絲ガ横濱ニ残ツ

テ居ル、此處分ニ付テハ色々方法ガア

ル、所ガ現在ニ於テハドウシテモ絹織

物ヲ内地ノ者ニ澤山消費サセナケレバ

ナラヌト云フ意見モアルノデアルガ、

之ニ付テ此絹織物ノ消費稅ヲ全廢スル

ト云フコトガ必要デハナイカ、ト考ヘ

テ居ル次第デアリマス、之ニ付テ商工

大臣ハドウ云フ御考ヲ持ッテ居ラレマ

スカ

○儀國務大臣 生絲ノ國內消費ヲ出來

ルダケ増加スル、殊ニ製品トシテ生絲

ノ消化ヲ國內ニ於テ出來ルダケ増加ス

ル、續イテハ國內消費——ト云フコト

ハ語弊ガアルガ、國內ニ潰ス、之ヲ以

テ國內デ製品ヲ造ッテ輸出ヲシテ行ク

ト云フコトハ、是ハ最モ好マシイコト

ヲ減免スルト云フ點ニ付テハ、吾々共

最モ希望スル點デアリマス

○永田委員長 「異議ナシ」ノ聲起ル

○永田委員長 質疑ハ此程度ニ打切り

○永田委員長 ソレデハ本案ニ對シマ

スル質疑ハ大體終了致シタヤウニ思ヒ

マセヌカ

○加藤委員 此人造絹絲ニ關稅ヲ下ゲ

ルト云フコトモ、承ハル所ニ依レバ即

チ輸出絹織物ヲ盛ニ致シタイト云フ考

カラ、關稅ヲ引下ゲルト云フコトデア

リマス、サウシテ見マヌルト云フト、

今此絹織物ヲ無稅ニスルト云フコト

モ、當ニ二十萬桶ノ生絲ノ處分ノミデ

ハナイ、内地ノ絹織物ヲ盛ニスルト云
フコト、重大ナル關係ガアルノデアリ

純絹ノ稅ハ更ニ引下ゲテナインデアリ

マス、此點ハドウ云フ見地カラサウ云

フコトニナッテ居リマスカ、之ヲ伺ヒタ

イ

○儀國務大臣 ソレハ洵ニ好マシイコ

トデアルガ、是ハ財政ノ見地ヨリ參ッタ

點デアリマスルノデ、何トモ致方ガナ

丸太)之ニ對シテ三圓、更ニ癸ノ部ニ

圓五十錢、ニノ二(ニノ一ヲ除キタル

丸太)之ニ對シテ三圓、更ニ癸ノ部ニ

行キマシテ、癸ノイニ對シテ、從價六

分トナッテ居ルノヲ五圓、「ロ」ニ對シ

テ、其他丸太ガ無稅トナッテ居リマス

ノヲ三圓五十錢、六百十二號ニ對シマ

シテハ此修正意見ヲ提出致シマス、更

ニ二百九十九號ニ對シマシテハ、百二十

五圓ヲ七十五圓ニ改ム、之ヲ全部削除

致シマス

○末松委員 只今ノ削除意見ハ、勿論

政府提案全部ニ對スル御意見デアラウ

ト思フノデアリマス、吾々モ政府提案

ニ付テハ、木材關稅ノミナラズ、農產

物乳製品等ニ關スル案ニ對シマシテ

モ、相當意見ハアリマスガ、是等ノ意

見ヲ寧ロ貫徹スルト云フ關係上、此際

ハ政府原案ヲ其儘修正セズシテ贊成ス

ル方ガ、適當デアルト考ヘルノデアリ

マス、殊ニ農產物乳製品等ニ付テハ

午後七時八分開議

○永田委員長 休憩前ニ引續キ開會致
シマス、政府提出、關稅定率法中改正
法律案ノ討ヲ開キマス

○板谷委員 政府案ニ對シマシテ修正
意見ヲ提出致シマス、木材ノ六百十二號

已ノ五ノ中、ニノ一、長サ三十三尺以
上無稅ニナッテ居リマス、之ニ對シテ三

圓五十錢、ニノ二(ニノ一ヲ除キタル

丸太)之ニ對シテ三圓、更ニ癸ノ部ニ

行キマシテ、癸ノイニ對シテ、從價六

分トナッテ居ルノヲ五圓、「ロ」ニ對シ

テ、其他丸太ガ無稅トナッテ居リマス

ノヲ三圓五十錢、六百十二號ニ對シマ

シテハ此修正意見ヲ提出致シマス、更

ニ二百九十九號ニ對シマシテハ、百二十

五圓ヲ七十五圓ニ改ム、之ヲ全部削除

致シマス

○末松委員 只今ノ削除意見ハ、勿論

政府提案全部ニ對スル御意見デアラウ

ト思フノデアリマス、吾々モ政府提案

ニ付テハ、木材關稅ノミナラズ、農產

物乳製品等ニ關スル案ニ對シマシテ

モ、相當意見ハアリマスガ、是等ノ意

見ヲ寧ロ貫徹スルト云フ關係上、此際

ハ政府原案ヲ其儘修正セズシテ贊成ス

ル方ガ、適當デアルト考ヘルノデアリ

マス、殊ニ農產物乳製品等ニ付テハ

一他ニ提案等モアリマスルカラ、政府

提案通り賛成スルト云フ意味ヲ以チ

マシテ、修正意見ニ反対致ス者デアリ

マス

○永田委員長 御説リ致シマス、本案

ニ對シテ只今板谷君ヨリ修正意見ノ御

發議ガアリマス、又末松君ヨリ本案ノ

賛成ノ御意見ガアリマス、案ニ對スル

遠イモノカラ採決ヲ致シマス、板谷君

ノ修正動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メ

マス

〔賛成者 起立〕

○永田委員長 少數デアリマス、修正

意見ガ少數デアリマスル結果、當然原

案ガ可決サレマシタ

○板谷委員 修正意見ニ對スル理由ハ

保留致シマシテ、何レ本議場デ述ベマ

ス

○永田委員長 次ニ御説リ致シマス、

政府提出法律案ハ可決致サレマシタ

ガ、ソレニ付キマシテ末松君及

ビ小野耕一郎君ヨリ本案ニ對スル附帶

決議ノ動議ガ提出サレテ居リマス、之

ニハ成規ノ賛成者ガアルト思ヒマス、

便宜上其案文ヲ委員長ヨリ讀上ゲマス

附帶決議

一、近年我國人造絹絲織物輸出額ノ激
増ニ鑑ミ我ガ人造絹製造工業ヲ獎勵助
長シテ益、海外貿易ノ發展ヲ圖ルハ
兩者共存ノ所以ナリト認ム然ルニ
部織物業者ニ保稅工場ヲ特許シ内地

製人絹ヲ原料トスル多數織物業者ト

海外市場ニ競争セシムルハ内地人絹

人絹織物業ニ對スル保稅工場ノ新設

又ハ擴張ノ特許ヲ與ヘザルハ勿論是

ガ取締ヲ嚴重ニシ以テ人絹製造ノ發

達ト人絹織物輸出貿易ノ増進ト相互

扞格ナキコトヲ期スベシ

是ガ一デアリマス

二、關稅定率法中別表第六百十二號

「癸」ニ該當スル南洋「ラワーン」材ハ近

時其輸入量增加ノ傾向ニアリ其價格

低廉ニシル内地潤葉樹ノ市場ヲ壓迫

スルニ鑑ミ是ガ輸入關稅引上ノ要ア

リト思惟ス

此附帶決議ニ對シマシテ賛否ヲ求メマ

ス、御賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○永田委員長 全員起立デアリマス、

可決致サレマシタ、就キマシテハ此委

員會ニハ議員提出ノ法律案ガ併合サレ

テ居リマス、故ニ之ニ引續キマシテ審

議ヲ致シタイト思ヒマス、但シ皆サン

御承知ノ通り、此内容ニ付キマシテハ、

隨分質疑ガ行ハレテ居リマス、故ニ成

ベク其點ハ略シテ戴キタイト思ヒマス

ルガ、但シ審議ノ都合上提案者ノ辯明

ガ少シモ無シデハ、形式ガ整ヒマセヌ

ト思ヒマスカラ、此際提出者ノ趣旨辯

明ヲシテ貴ヒタイト思セマス——議員

ノ趨勢デアリマシテ、我國獨リ超然タ

ルコトヲ許サヌノデアリマス、殊ニサ

ニ供シマス分ハ、本田恒之君外數名提

出ノ關稅定率法中改正法律案、及ビ淺

川浩君外數名提出ノ關稅定率法中改正

法律案ノ二件デアリマス、淺川君、御

衆法第七十六號及ビ衆法第七十七號、

此二ツノ提案趣旨ヲ簡單ニ陳述致シタ

ス、御賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○永田委員長 全員起立デアリマス、

可決致サレマシタ、就キマシテハ此委

員會ニハ議員提出ノ法律案ガ併合サレ

テ居リマス、故ニ之ニ引續キマシテ審

議ヲ致シタイト思ヒマス、但シ皆サン

御承知ノ通り、此内容ニ付キマシテハ、

隨分質疑ガ行ハレテ居リマス、故ニ成

ベク其點ハ略シテ戴キタイト思ヒマス

ルガ、但シ審議ノ都合上提案者ノ辯明

ガ少シモ無シデハ、形式ガ整ヒマセヌ

ト思ヒマスカラ、此際提出者ノ趣旨辯

ノ趨勢デアリマシテ、我國獨リ超然タ

ルコトヲ許サヌノデアリマス、殊ニサ

ニ供シマス分ハ、本田恒之君外數名提

出ノ關稅定率法中改正法律案、及ビ淺

川浩君外數名提出ノ關稅定率法中改正

法律案ノ二件デアリマス、淺川君、御

衆法第七十六號及ビ衆法第七十七號、

此二ツノ提案趣旨ヲ簡單ニ陳述致シタ

ス、御賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○永田委員長 全員起立デアリマス、

可決致サレマシタ、就キマシテハ此委

員會ニハ議員提出ノ法律案ガ併合サレ

テ居リマス、故ニ之ニ引續キマシテ審

議ヲ致シタイト思ヒマス、但シ皆サン

御承知ノ通り、此内容ニ付キマシテハ、

隨分質疑ガ行ハレテ居リマス、故ニ成

ベク其點ハ略シテ戴キタイト思ヒマス

ルガ、但シ審議ノ都合上提案者ノ辯明

ガ少シモ無シデハ、形式ガ整ヒマセヌ

ト思ヒマスカラ、此際提出者ノ趣旨辯

深刻ナル打撃ハ有畜農業ノ根本ヲ破壊シ、斯業者ヲシテ失望ニ次イデ破産ニ至ラシメントスル傾向デアルノデアリマス、仍テ「バター」「チーズ」「カゼイン」、煉乳、粉乳等ノ關稅引上ヲ爲シ、牛乳一升十一錢乃至十四錢ノ價格ヲ維持セシメナケレバ將ニ倒壊セントシツツアルノデアリマス、又澱粉、甘諸ノ方面ニ於キマシテモ、澱粉ノ如キハ先づ北海道ニ於ケル馬鈴薯產ノ澱粉ニ付テ申上ゲルナラバ、從來一段歩カラ十六貫目俵十五俵乃至二十俵生産シ、ドウヤラ澱粉工業ガ間ニ合フ時代ニ於テハ一俵ガ一圓五十錢デアツタガ、現在ニ於テハ四十錢五十錢デ、一段ノ馬鈴薯ヲ耕作シテ十圓カ十二圓ノ收入シカナリマシテ、澱粉農業者ハ殆ド破産ニ瀕シテ居ル、有畜農業ニ於ケル牛乳、耕作農業ニ於ケル馬鈴薯、甘諸等、斯ノ如キ悲況ニ沈淪シテ居ル、又滿洲邊ヨリ輸入スル高粱、玉蜀黍、高粱ノ如キハ漸ク昨年ノ議會ニ於テ無稅ニナッテ居リマスガ、大豆ナルモノハ現ニ在來ノ農家ノ生産者ガ現在ノ如キ悲況ニ沈淪ヲ致シテ居ル故ニ、此關稅引上ヲ要求致スノデアリマス、何卒適當ノ御審議ヲ賜ランコトヲ願ヒマス

居ルコトハ疾ニ承知シテ居ル、今折角
調査中デアル、又先刻ノ政府提案ノ關
稅改正案ニ對シ委員諸君ヨリ修正ノ
アツタモノニ對シテ、大藏大臣ハ政府ハ
同意出來ナイカモ知レナイ、若シ議員
ノ提案ガ通過致スナラバ、通過致シタ
場合ニ考慮ヲスルト云フヤウナコトヲ
述ベラレタ、是ハ本委員會始ツテ以來ノ
委員諸君ノ質問應答ニ依ツテ、政府當路
ハ疾ニ御諒知ニ相成ツテ居ルコト、信
ズルノデアリマス、又農林大臣ノ御意
見トシテ、關稅政策ニ依ツテ救フベキ
カ、或ハ助成政策ニ依ツテ、救フベキカ
ト云フ御話モアツタノデアリマスガ、當
業者ハ先以テ關稅政策ニ依ツテ御救ヒ
ヲ願ヒタイト云フ希望ガ大デアル、只
今提案致シマシタ此二案ニ對シテモ、
ヤハリ關稅ノ改正ヲ以テ救濟シテ貰フ
ト云フコトガ、全國當業者ノ意見デア
ル、尙ホ委員長ニ一言申上ゲテ置キマ
ス、提出者トシテ必要ナル場合ニハ發
言ヲ御許シ下サランコトヲ希望致シマ
ス

德寶、東條貞、板谷順助、村田不二三、是等ガ此案ニ合流致シマス
○岡田委員 今ノ川島君外何名ノ姓名ヲ一應速記ニ留メテ戴キタイ
胎中楠右衛門、土井權大、今井健彦、東郷實、永田良吉、鈴木隆
更ニ賛成者トシマシテ、山下谷次、助川啓四郎、佐藤重遠、兼田秀雄、西村茂生、青山憲三、崎山武夫、藤井達也、原惣兵衛、深澤豊太郎、本田義成、林讓治、寺田市正、木暮武太夫、清家吉次郎、清水銀藏、青木精一、飯村五郎、山田又司、志波安一郎、志賀和多利、岩本武助、坂本一角、中島守利、立川太郎、牧野賤男、安藤正純、大石倫治、多木久米次郎、水島彥一郎、大崎清作、出井兵吉、井上知治、野方次郎、林七六、上野基三、大野伴睦、米田規矩馬、星廉平、加藤知正、ソレダケヲドウゾ御認置キヲ願ヒマス
○永田委員長 提案者ノ趣旨辯明ニ關シテ發言ヲ御許シ致シマス——手代木君
○手代木委員 私モ提案者ノ一人トシマシテ、只今淺川君ノ御説明ニ對シテ少シ補足ヲ致シテ置キタイト思ヒマス、ソレハ此關稅率ヲ引上げマシタ計算ノ基礎デアリマス、私ハ此乳製品ノ方ノ

點ニ付テ主トシテ説明ヲ致シマスガ、此「バター」ノ三十六圓九十錢ヲ五十五圓ニ改メシタコト、ソレカラ「チーズ」ノ三十九圓三十錢ヲ五十五圓ニ改メ、又「カゼイン」ヲ無稅ノモノヲ二十二圓五十錢ニ値上ラシタ、是等ハ主トシテ、輸入原價ト國產原價トノ差額ヲ見タ譯デアリマス、其差額ヲ關稅ニ依ツテ保護シャウト云フコトカラ此率ニ引上ゲタ譯デアリマス、ソレデ其計算ノ數字ハ昭和五年ノ輸入原價ノ平均ヲ取り、又昭和五年ニ於ケル我國產原價ノ平均ヲ取ツタノデアリマスガ、「バター」ノ方ハ輸入原價ガ七十二圓、國產原價ガ百二十六圓六十六錢、其差額ガ五十四圓六十六錢トナリマス、即チ之ニ對シテ五十五圓ニ引上ラシタ譯デアリマス、從來ヨリモ十八圓十錢増シタ譯デアリマス、「チーズ」ノ方ハ輸入原價ガ八十九圓二十錢、國產原價ガ四百四十四圓二十錢、其差額ガ五十五圓ニ當リマス、是ガ從來ヨリモ丁度十五圓七十錢ヲ增加シタコトニナルノデアリマス、ソレカラ「カゼイン」ノ方ハ輸入原價ガ二十四圓、國產原價ガ四十六圓六十六錢、其差額ガ二十二圓六十六錢デアリマス、ソレヲ二十二圓五十五圓ニ致シタ譯デアリマス、而シテ「バター」及ビ「チーズ」ノ原料乳ノ代金ハ「バター」ノ方ハ一升十一錢五厘ト

計算シ、「チーズ」ノ方ハ一升十七錢ニ
計上二錢ノ計算ニナツテ居リマス、煉乳
及ビ粉乳ノ方ハ輸入原價ト、生産原價ト
尙ホ其外ニ、我國民ガ舶來品ヲ崇拜ス
ルト云フ點カラ特別ナル高イ值段ヲ表
マシテ、ソレニ相當スルモノヲ關稅ニ
依ツテ保護シヤウ、斯ウ云フモノヲ加ヘ
出シタノデアリマシテ、其數字ヲ示シ
マスレバ、煉乳ノ方ハ輸入原價ガ三十
圓三十錢、國產原價ガ四十二圓五十錢、
舶來品崇拜ニ因ル高值ニ相當スル值段
ガ十一圓二十五錢、差額ノ合計ガ二十
三圓四十五錢、ソレカラ粉乳ノ方ハ輸
入原價ガ一百圓十五錢、國產原價ガ百
二十圓、舶來品崇拜ニ因ル所ノ高值ニ
相當スルモノガ四十四圓四十五錢、差
額ノ合計ガ六十三圓三十錢、而シテ煉
乳及ビ粉乳ノ一升ノ原料ノ乳代ハ十四
錢ノ計算ニ致シタノデアリマス、尙ホ
此國產原價計算ニ當ル所ノ計算ハ此處
ニ細カナ表ガアリマスケレドモ、一々
述ルコトハ煩瑣デアリマスカラ、是ハ
便宜上委員長ノ御許シヲ得テ速記録ニ
載セタイト考ヘルノデアリマス、左様
ナ基礎カラ此引上ヲ考慮シタ譯デアリ
マスルガ、特ニ此際尙ホ附加ヘテ置キ
タイコトハ、是ハ先達テノ質問デ特ニ
高橋君ナドカラモ御質問ガアッタノデ

アリマスガ、爲替ノ回復ニ因ル關稅ノ
考慮ヲ要スル點ニアリマスガ、現在ノ
モノガ昭和元年及二年ニ是ハ改正ニ
ナツタ思ヒマスガ、其當時ニ較ベマス
ト、爲替ガ回復ヲ致シテ居ル、每百斤
ノ方ハ九圓十七錢ダケ回復致シテ居リ
マス、粉乳ノ方ハ二十四圓二十錢「バ
ターノ」ノ方ハ二十九圓七十六錢、「カゼ
イン」ハ九圓十八錢、斯様ニナツテ居リ
マシテ、現行ノ關稅ハ此回復シタ爲替
ニモ及バナイノガ、煉乳、粉乳、「カゼ
イン」、唯「バター」ノ方ハソレヨリ超
過致シテ居リマスケレドモ、斯ウ云フ
爲替關係ノ點カラ考ヘマシテモ、十分
ニ引上ヲスル理由ヲ發見スルコトガ出
來ルト思フノデアリマス、其他ノ點ニ
付キマシテハ本會議ニ於キマシテ私ガ
提案理由ヲ説明シタコト、及び同僚淺
川君カラノ御説明ニ、先日來ノ質問應
答ニ依ル詳細ナル問答ニ依ツテ、能ク理
由ガ推測セラレルコト、思ヒマス、是非
此改正ガ實現センコトヲ吳々モ要望
致ス所ノ者デアリマス、一寸ソレダケ
トモ農民六十萬戸ハ此問題ニ重大ナル
關係ヲ持ツテ居ルト云フコトヲ申上ゲ
テ置イタノデアリマス、更ニ又農產物
保護ノ爲ニ本案ガ必要トナツテ來ルノ
デアリマスガ、私共聞ク所ニ依リマス
ト、朝鮮ニ昨年亞米利加ノ或ル會社ガ

方ガアリマスレバ委員長ハ左様ニ取扱
ヒマス
○多田委員 私ハ本案ノ提案者トシテ
本會議ニ於テ大體ノ説明ヲ致シテ置キ
マシタ、又同僚淺川君ヨリ詳細ニ瓦ツテ
ノ御説明ガアリマシタカラ、極メテ簡單
ニ補足致シテ置キタイト思ヒマス、ソ
レハ專ラ澱粉關係ニ付テデアリマス
ガ、數日來此委員會ニ於ケル質問應答
ヲ拜聽致シテ居リマスト、本案ハ如何
ニモ一地方的ノ問題デアルカノ如ク言
ハレテ居ルヤウデアリマスガ、私ノ知
レル範圍ニ於テハ、此澱粉關稅ノ引上
ハ、千葉縣ハ申スニ及バズ、北海道、
長崎、鹿兒島、青森、廣島、兵庫、靜
岡、其外數縣ニ瓦ツテ居ルノデアリマ
シテ、殆ド全國ニ關係ヲ持ツテ居ルト
ト思フノデアリマス、同時ニ此案ハ澱
粉業者、或ハ製飴業者ニ重要ナル關係
ヲ持ツテ居ルコトハ勿論デアリマスケ
レドモ、其背後ニ居リマス農村ニ直接
非常ナル關係ヲ持ツテ居リマシテ、少ク
ノデアリマス
更ニ又本案ノ稅率引上ノ基礎ニ付テ
テ置イタノデアリマス、更ニ又農產物
ハ申上ゲタイコトモアリマスガ、今日
ハ時間ヲ惜マナケレバナラヌ狀勢ニ
テ、慎重審議通過ニ御苦勞ヲ願ヒタイ
ノデアリマス

クト」會社ナルモノヲ創立致シテ、其
生產品ハ日ナラズシテ市場ニ賣出サレ
ルト云フコトデアリマス、此會社ノ製
品ハ主トシテ滿洲方面ノ高粱及ビ玉蜀
黍ヲ原料トスルモノデアリマシテ、其
原料ハ高粱ガ無稅デアリ、玉蜀黍ガ百
斤ニ付テ三十錢ト云フコトデアリマス
カラ、其原料ニ依ツテ生產サレタモノガ
ハレテ居ルヤウデアリマスガ、私ノ知
レル範圍ニ於テハ、此澱粉關稅ノ引上
ハ倒產ノ憂目ヲ見ルノデアルマイカト
思ヒマスシ、同時ニ其原料ヲ生產致シ
テ居リマス所ノ、即チ甘諸、馬鈴薯ヲ
ハレテ居ル全圖多數散在ヲ致シテ居ル
思ヒマスシ、同時ニ其原料ヲ生產致シ
テ居リマス所ノ、即チ甘諸、馬鈴薯ヲ
ハ倒產ノ憂目ヲ見ルノデアルマイカト
思ヒマスシ、同時ニ其原料ヲ生產致シ
テ居ルノデアリマス、本案ハ極メテ小ナル
農民ノ經濟狀勢ニ非常ナル影響ヲ持ツ
テ居ルノヤウニモ思ヒマスケレドモ、農
民關係カラ見テ極メテ重大ナ問題デ
アツテ、農村救濟ノ大ナル目的ハ此案ニ
依ツテ達シ得ベシトサヘ私ハ考ヘテ居
ル、ドウゾ委員諸君ニ於カレテモ、本
案ノ趣旨ニ満腔ノ御同情ヲ寄セラレ
テ、慎重審議通過ニ御苦勞ヲ願ヒタイ
ノデアリマス
○永田委員長 御諸リ致シマス、本案

ハ兩派ノ諸君ガ御一致ノ提案デアリマスカラ、討論モ格別アルマイト思ヒマス、尙ホ又政府ハ此案ガ可決シマシタ後、其態度ヲ聲明スルサウデアリマスカラ、討論ヲ省略シテ採決シタイト思ヒマスガ、御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ】
○永田委員長 ソレデハ討論ヲ省略シテ採決致シマス——議題ニ供シテ居リマス右二案ニ對シマシテ、御賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

〔賛成者 起立〕
○永田委員長 全員起立——可決致シマシタ
○俵國務大臣 只今議員提出ノ兩案ノ委員會ニ於テ可決ニ相成リマシタ此際ニ於キマシテ、私ハ國務大臣トシテ政府ヲ代表シテ此案ニ對スル政府ノ意見ヲ申上ゲマス、諸君ノ熱心ナル御主張モアルコトデアリマスカラ、本案ガ衆議院ヲ通過シマシタナラバ、政府ハ本案ノ趣旨ニ副フヤウニ努力致シマス

○板谷委員 今ノ聲明ニ對シテ……此問題ニ付テハ多クノ言葉ヲ費シマセヌガ、先般來吾々委員ガ熱心ニ政府ニ對シテ要望シ、又本日委員會ニ於テ満場一致ヲ以テ可決シタノデアル、然ルニ農林大臣、大藏大臣ハ、先程マデハ此案ガ委員會ニ於テ可決シタナラバ、之ニ對スル聲明ヲスルト云フヤウナ話ヲナ

スツタノデアルガ、只今依商工大臣ノ御讀ミニナツタ聲明書デ實ニ驚入ッタ、主

手代木隆吉君説明參照

バタ一壹封度當リ原價計算表

管大臣タル大藏大臣ニ於テ、果シテ之ヲ實施ナサル誠意ガアルノカドウカ、明

現内閣ガ若シ續イタストスルナラバ、明ルカドウカ、更ニ人絹ノ關稅……

○永田委員長 今ノ議題ハ議員提出ノ二案ダケデアリマス

○板谷委員 保稅工場ニ對シテ、先程俵商工大臣ハ此以上殖ヤスコトニ付テハ慎重ニ考慮スルト云フコトデアル

ガ、吾々ノ希望トシテハ、中小產業者ノ保護スル意味ニ於テ、將來ニ於テハ絶対ニ殖ヤサヌト云フコトニ御決意ヲ願キマス

○岡田委員 一寸政府ニダメヲ押シテ置キタイ、此點ヲ希望トシテ申上グテ置キマス

○永田委員長 委員會ハ之ヲ以テ散會致シマス

牛 料 金 修繕費及償却金 合計 九五〇〇

動力費 消耗品代 貨物費 貨物費 一〇〇 三〇〇 一〇〇 一〇〇

工賃 一四〇 四〇〇

包裝及荷造費 四八〇

原乳代 七五〇〇

原 料 金 額 備考

石炭ハ一封度當リ三斤三錢トス外ニ電力一封度當リ一錢トス

一ヶ年(三二六五日)間三十萬封度一日八二二封度製造トシ技手一名千二百圓、助手五名三千圓

濾過布、脫脂綿、検査用薬品等

給料、稅金、寄附金、小使給仕費等

流動資金回収迄ノ利息

機械五ヶ年建物二十ヶ年原價五萬圓ニ對スル償却

族院ニ對シテ如何ナル態度ヲ以テ臨マ

レルカ、其事ノ御明答ヲ願ヒタイト思ヒマス

百斤換算 一二六、六六

牛 料 金 修繕費及償却金 合計 九五〇〇

動力費 消耗品代 貨物費 貨物費 一〇〇 三〇〇 一〇〇 一〇〇

工賃 一四〇 四〇〇

包裝及荷造費 四八〇

原乳代 七五〇〇

原 料 金 額 備考

石炭ハ一封度當リ三斤三錢トス外ニ電力一封度當リ一錢トス

一ヶ年(三二六五日)間三十萬封度一日八二二封度製造トシ技手一名千二百圓、助手五名三千圓

濾過布、脫脂綿、検査用薬品等

給料、稅金、寄附金、小使給仕費等

流動資金回収迄ノ利息

機械五ヶ年建物二十ヶ年原價五萬圓ニ對スル償却

族院ニ對シテ如何ナル態度ヲ以テ臨マ

レルカ、其事ノ御明答ヲ願ヒタイト思ヒマス

百斤換算 一二六、六六

牛 料 金 修繕費及償却金 合計 九五〇〇

動力費 消耗品代 貨物費 貨物費 一〇〇 三〇〇 一〇〇 一〇〇

工賃 一四〇 四〇〇

包裝及荷造費 四八〇

原乳代 七五〇〇

原 料 金 額 備考

石炭ハ一封度當リ三斤三錢トス外ニ電力一封度當リ一錢トス

一ヶ年(三二六五日)間三十萬封度一日八二二封度製造トシ技手一名千二百圓、助手五名三千圓

濾過布、脫脂綿、検査用薬品等

給料、稅金、寄附金、小使給仕費等

流動資金回収迄ノ利息

| 原 料 乳 代 | | 砂 糖 代 | | 費 目 金 額 | | 費 目 金 額 | | 費 目 金 額 | | 費 目 金 額 | | 費 目 金 額 | |
|--|----------------------------------|-----------------|---------|---------------|--|-------------------------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 原 料 乳 代 | 砂 糖 代 | 原 料 乳 代 | 砂 糖 代 | 原 料 乳 代 | 砂 糖 代 | 原 料 乳 代 | 砂 糖 代 | 原 料 乳 代 | 砂 糖 代 | 原 料 乳 代 | 砂 糖 代 | 原 料 乳 代 | 砂 糖 代 |
| 四二〇 | 三〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 | 四二〇 | 三〇〇 |
| 原料乳一函ハ三九〇瓦入(一〇七冬)四八個(四打入) トス、一函ニ要スル乳量ハ三斗乳價一升十四 錢トス | 原料乳三斗ニ對シ砂糖十五斤ヲ要ス、額百斤 ニヅキ二十圓トス | 原料乳四十八個一個四錢五厘トス | 工賃、釘共 | レーベル、ボール紙代工賃共 | 石炭一函當リ使用量四十五斤炭價百斤工場著 一圓即チ四十五錢トス外ニ電力一函當リ十錢 トス | 機械、建物ノ修繕費一ヶ年二萬圓一ヶ月八百 三十圓トス | 濾過布、脫脂綿、検査用薬品等 | 三〇〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 |
| 五五 | 六三 | 四〇 | 二六 | 六三 | 五五 | 四〇 | 二六 | 六三 | 五五 | 四〇 | 二六 | 六三 | 五五 |
| 木 製 罐 代 | 原 料 乳 代 | 木 製 罐 代 | 原 料 乳 代 | 木 製 罐 代 | 原 料 乳 代 | 木 製 罐 代 | 原 料 乳 代 | 木 製 罐 代 | 原 料 乳 代 | 木 製 罐 代 | 原 料 乳 代 | 木 製 罐 代 | 原 料 乳 代 |
| 一三三 | 四三〇 | 一三三 | 四三〇 | 一三三 | 四三〇 | 一三三 | 四三〇 | 一三三 | 四三〇 | 一三三 | 四三〇 | 一三三 | 四三〇 |
| 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 |
| 消 耗 費 | 修 繕 費 | 消 耗 費 | 修 繕 費 | 消 耗 費 | 修 繕 費 | 消 耗 費 | 修 繕 費 | 消 耗 費 | 修 繕 費 | 消 耗 費 | 修 繕 費 | 消 耗 費 | 修 繕 費 |
| 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 | 製 造 工 費 | 修 繕 費 |

| 包裝及荷造費 | 動力費 | 修繕費 | 消耗品費 | 製造工賃費 | 製品代賃費 | 販賣費 | 宣傳費 | 給事務費 | 利息 | 回收不能代金 | 固定資金償却金 | 利 | 合計 | 金額 | 項目 | 費 | |
|--|--|--------------------|----------------|----------------------|-----------------|------------------|----------------------|-------------------|------------------------|----------------------|------------|-----------------------|--------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 二六 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | |
| 七〇 | 二六 | 二六 | 二六 | 二六 | 二六 | 二六 | 二六 | 二六 | 一五 | 一五 | 一五 | 一五 | 一五 | 一五 | 一五 | 一五 | |
| 石炭一兩當リ使用量五十斤五十錢トス | 外ニ電力一兩當リ二十錢トス | 石炭一兩當リ一千圓一ヶ月八十三圓トス | 滌過布、脫脂綿、検査用薬品等 | 工場ヨリ驛迄及各地ニ對スル鐵道納金拔料等 | 特賣費、割戻金、旅費及外交費等 | 此職工七人、賃金一人當一圓二十錢 | 新聞廣告、ポスター野立看板、活動寫眞其他 | 人員五名一人當リ月額九十一圓餘トス | 保険費、戻品損金、税金、寄附金、小使給仕費等 | 二萬圓原價二十萬圓ニテ百分ノ二ノ掛倒レト | 見テ四千圓一兩二十錢 | 機械建物原價二十萬圓、二十ヶ年間償却トシテ | 利四分トシテ | 機械建物原價五萬圓二十ヶ年間償却トシテ年 | 機械建物原價五萬圓二十ヶ年間償却トシテ年 | 機械建物原價五萬圓二十ヶ年間償却トシテ年 | 機械建物原價五萬圓二十ヶ年間償却トシテ年 |
| 包装及荷造費 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | |
| 原料乳代 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | |
| カゼイン一封度當リ原價計算表 | 百斤換算 | 考 | 備 | 金額 | 項目 | 費 | | | 計 | 合 | 金額 | 項目 | 費 | 金額 | 項目 | 金額 | |
| カゼイン一封度當リ原價計算表 | 百斤換算 | 考 | 備 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | |
| カゼイン四五百瓦(一二〇瓦)ニ要スル渣乳量ハ 一斗ニシテ一升ニ付二錢 罐、レーベル、繩及機械代等 | カゼイン四五百瓦(一二〇瓦)ニ要スル渣乳量ハ 一斗ニシテ一升ニ付二錢 罐、レーベル、繩及機械代等 | カゼイン一封度當リ原價計算表 | 百斤換算 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 二八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | 一〇八〇 | |